第4章　施策の展開

1　施策体系

ＳＤＧｓの目標を達成するためには、人間の生存の基盤である環境の保全が必要不可欠です。本計画では、地球温暖化、資源循環、自然環境、生活環境、環境保全活動といったあらゆる環境分野に取り組むこととしており、下表では各施策が貢献するＳＤＧｓの主な目標を示しています。※ＳＤＧｓの目標については、資料編で解説しています。

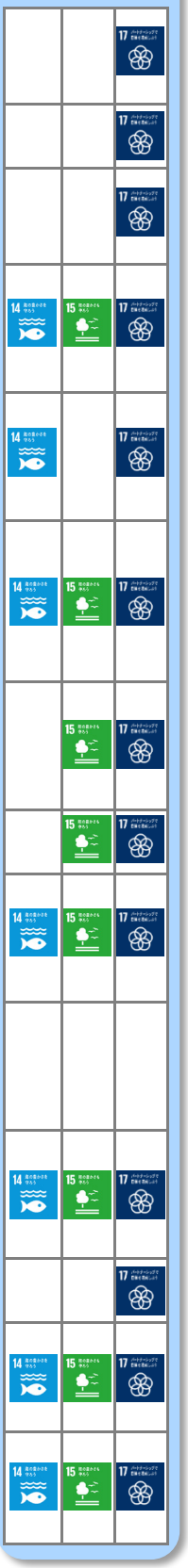

施策の方向	包含する計画
1-1-1　省エネルギー行動の促進 1-1-2　家庭や事業所の省エネルギー化の促進 1-1-3　市役所における省エネルギー化の推進	別冊 第２次さいたま市 地球温暖化対策 実行計画 （区域施策編） 気候変動適応計画
1-2-1　再生可能エネルギー等の利用拡大 1-2-2　自立・分散型エネルギーシステムの構築	
1-3-1　エネルギー効率の良いまちづくりの推進 1-3-2　環境負荷の少ない交通体系の構築と利用の促進 1-3-3　先進的な技術・サービスの推進	
1-4-1　農業及び自然環境への影響に関する対策の推進 1-4-2　自然災害対策の推進 1-4-3　市民生活や健康への影響に関する対策の推進 1-4-4　広域的な連携の推進	
2-1-1　ごみの発生抑制・再使用（リデュース・リユース）の推進 2-1-2　資源回収及び再生利用（リサイクル）の推進 2-1-3　３Ｒの意識啓発 2-1-4　産業廃棄物の３Ｒ の推進	関連施策
2-2-1　効率的なごみ回収 2-2-2　廃棄物の循環利用の推進 2-2-3　計画的な施設の整備・更新 2-2-4　産業廃棄物の適正処理の推進 2-2-5　円滑な災害廃棄物の処理の推進	
3-1-1　重要拠点の保全 3-1-2　エコロジカル・ネットワークの形成 3-1-3　外来生物対策 3-1-4　生きものの保全活動	別冊 さいたま 水と生きものプラン 「流域水循環計画」 「生物多様性地域戦略」 に相当
3-2-1　緑の保全と育成 3-2-2　身近な緑づくり	
3-3-1　地下水の涵養 3-3-2　湧水の維持と復活 3-3-3　水辺の整備 3-3-4　水に係る保全活動	
4-1-1　大気汚染物質対策の推進 4-1-2　交通環境対策の推進 4-1-3　騒音・振動・悪臭対策の推進 4-1-4　化学物質対策の推進	関連施策
4-2-1　水質の改善に係る事業・施設整備の推進 4-2-2　土壌・地下水・地盤環境の保全 4-2-3　定期的な水質調査・監視の充実 4-2-4　水質に係る調査研究、広域連携等の推進	
4-3-1　都市景観の保全 4-3-2　歴史的・文化的環境の保全	
5-1-1　学校における環境教育の推進 5-1-2　市民等の環境学習の推進	環境教育等行動計画
5-2-1　環境活動の促進 5-2-2　国際協力の推進	

2　施策

基本目標 1　地球温暖化の問題に地域から行動し、脱炭素社会を実現する

地球温暖化は、本市の環境や市民生活に深刻な影響をもたらす危険性があり、環境への負荷の少ない脱炭素社会の実現が喫緊の課題となっています。市民の安全で安心な暮らしや見沼田圃や荒川を始めとする本市の豊かな自然資源を「未来」へ引き継ぐためには、行政が率先して温暖化対策に取り組むとともに、市民・事業者との連携・協働が必要不可欠となります。

このため、これまでの省エネルギー化（省エネ）の推進や再生可能エネルギー等の導入を継続するとともに、本市がこれまで培ってきた強みを活かし、ＥＶ等の次世代自動車の普及をさらに促進させ、ＡＩやＩｏＴを活用した最先端のスマートシティの実現を目指します。また、都市間・地域間連携による再生可能エネルギーの調達、電力の地産地消等により、エネルギー効率がよく、レジリエンス性も高いまちをつくっていきます。これらに加え、気候変動の影響への適切な備えや対応が進んだ、脱炭素社会（ゼロカーボンシティ）に向けた持続可能な都市の実現を目指します。

（1）温室効果ガスの削減目標

本市では、国の施策と連携した地球温暖化対策と、市独自の対策を推進していくことで、約 35%の温室効果ガス削減の可能性があると推計されました。

そこで、本市の温室効果ガス削減目標を令和 12（2030）年度までに平成 25（2013）年度比で 35%以上と定め、国の「地球温暖化対策計画」に加え、本計画に定める施策を進めることで、温室効果ガス排出量の削減を図っていきます。

また、令和 12（2030）年度の本市の推計人口 1,318,000 人（出典：「本市における推計人口の見直しについて」（H30 本市推計人口））と令和 12（2030）年度における排出量の目標値（454.4 万 t-CO_2）より、令和 12（2030）年度における市民 1 人当たり温室効果ガス排出量目標を 3.4 t-CO_2 以下と定めます。

2030 年度 温室効果ガス排出量削減目標　2013 年度比　35%以上

2030 年度 温室効果ガス排出量目標（市民 1 人当たり）　3.4 t-CO_2 以下

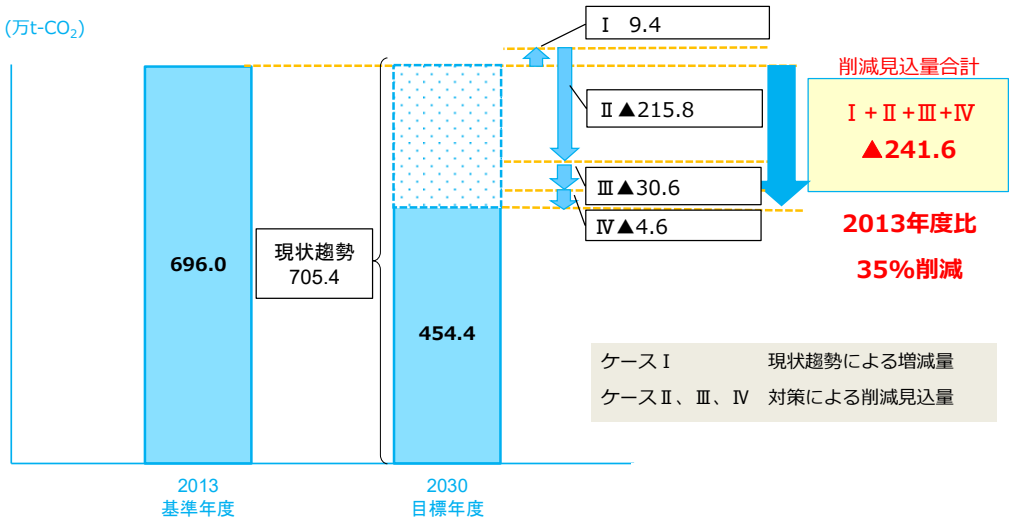

図 38　2030 年度温室効果ガス排出量削減目標

表 3　2030 年度温室効果ガス排出量削減目標の部門別内訳

	2013 年度比部門別増減量（万 t-CO_2）	2013 年度比部門別削減率（%）
産業部門	▲25.5	▲35%
業務部門	▲107.5	▲41%
家庭部門	▲101.6	▲47%
運輸部門	▲22.4	▲28%
廃棄物部門	0.9	+3%
その他ガス	15.3	+43%

（2）温室効果ガス削減の将来目標

本市の目指すべき将来像（将来目標）は、ゼロカーボンシティの表明を踏まえた「2050 年温室効果ガス排出実質ゼロ」と定め、脱炭素社会実現に向けた取組を推進していきます。

将来目標を達成するためには、その実現に向けた通過点として、本計画の目標年度であり、ＳＤＧｓの目標年度でもある、令和 12（2030）年度までに、様々な視点から、より効果的な施策に取り組み、削減目標を達成することを目指すとともに、この目標にとどまることなく更なる脱炭素化の取組（アクション）を加速させ、市民・事業者・行政のあらゆる主体が一丸となってチャレンジしていく必要があります。

令和 12（2030）年度以降は、本計画に基づく取組の継続・深化に加え、次世代技術の発展・定着や新たな社会システムの浸透、本市の追加対策等による取組の強化により、温室効果ガス排出量を削減に取り組むほか、残る温室効果ガス排出量については、植林などの森林吸収、カーボンリサイクル技術「CCUS（CO_2 の回収・有効利用・貯留：Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage）」の実用化やカーボンオフセットの活用などにより相殺していくことで、大幅な CO_2 の削減を可能とし、カーボンニュートラル（実質排出量ゼロ）※な社会の実現を目指します。

今後、国の動向等を踏まえ、必要に応じた検討及び見直しを行うこととします。

※二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること

目指すべき将来像（将来目標）　　2050 年度　**温室効果ガス排出実質ゼロ**

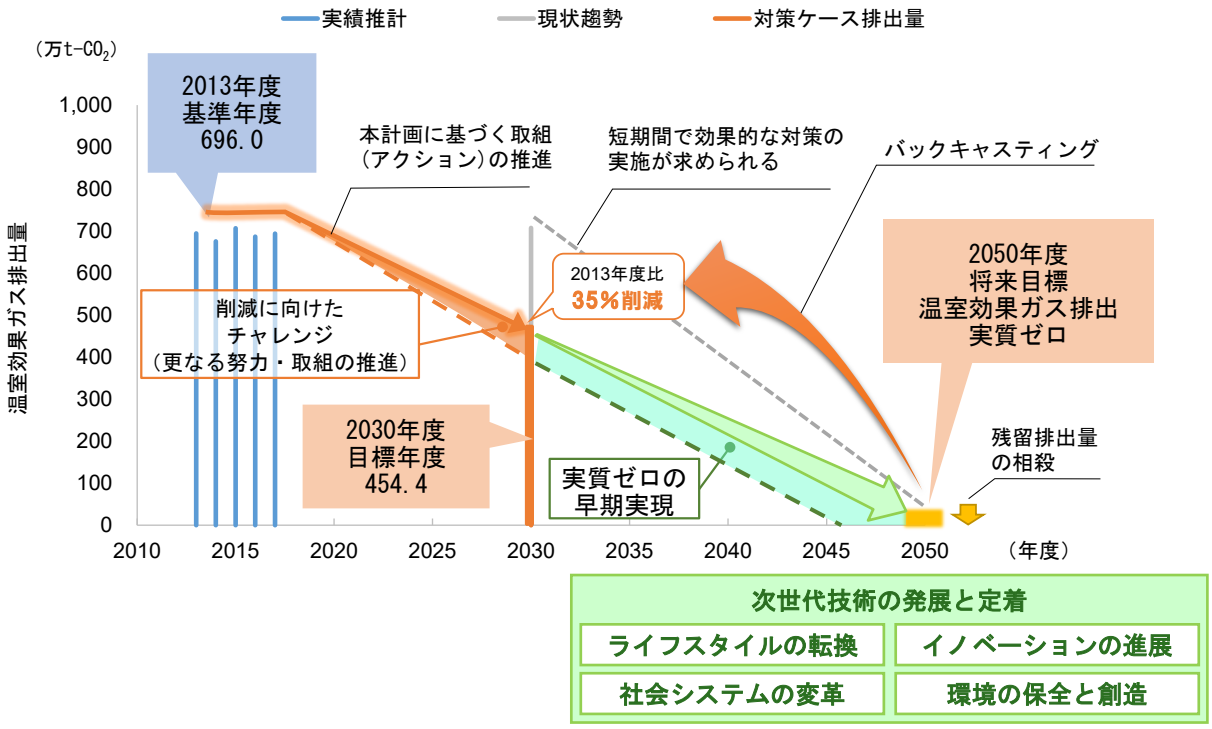

図 39　2050 年度に向けたさいたま市における温室効果ガス排出量削減イメージ

（3）再生可能エネルギー等の導入目標

本市の温室効果ガス削減の将来目標達成のため、持続可能なエネルギーの利用拡大が必要です。太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入やエネルギーの「地産地消（自家消費）」は、温室効果ガス削減目標に寄与するだけでなく、エネルギーセキュリティの強靭化につながります。

再生可能エネルギー等の導入目標は、令和 12（2030）年度に計 7,321TJ とします。

再生可能エネルギーとしては、太陽エネルギー、廃棄物エネルギー、水力エネルギー及びバイオマスエネルギーを、エネルギー高度利用技術としては、天然ガスコージェネレーション及び燃料電池の導入を促進します。

市域の 2030 年度再生可能エネルギー等の導入量　2013 年度比　**2 倍**
（7,321 TJ 以上 ）

（4）施策の柱と指標・目標

① 施策体系

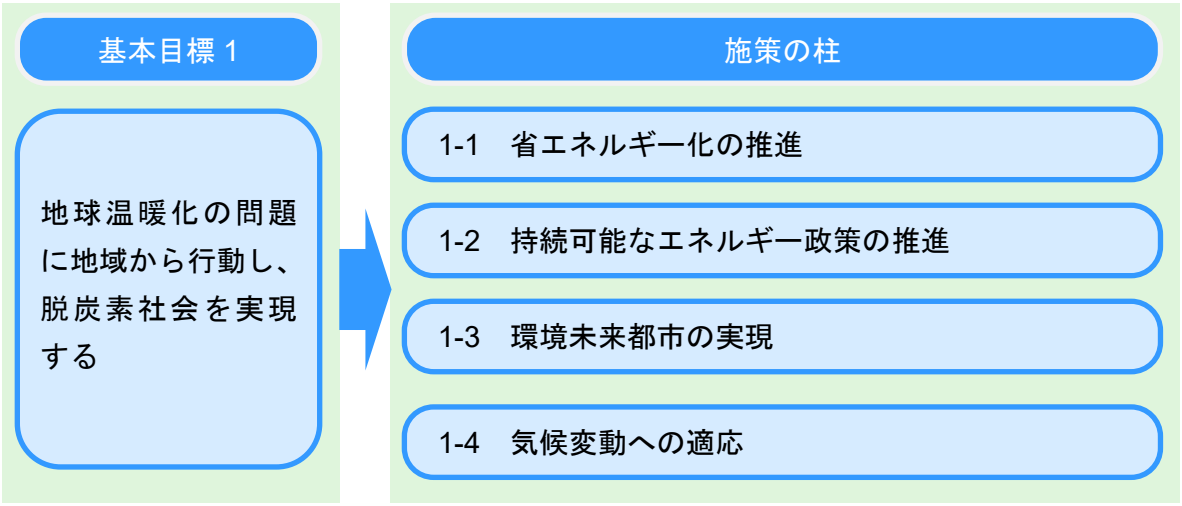

② 指標

基本目標	成果指標			
	成果指標項目	実績	令和７年度	令和12年度
地球温暖化の問題に地域から行動し、脱炭素社会を実現する	市民１人当たりの温室効果ガス排出量	5.6t-CO_2 （基準年度:平成 25 年度）	4.31t-CO_2 （令和５年度）	3.67t-CO_2 （令和 10 年度）
	市域の再生可能エネルギーなどの導入量	3,724TJ （基準年度:平成 25 年度）	5,840TJ （令和５年度）	6,898TJ （令和 10 年度）
施策の柱	**目標指標**			
	目標指標項目	**実績**	**令和７年度**	**令和12年度**
1-1 省エネルギー化の推進	家庭部門における温室効果ガス排出量（市民）	216 万 t-CO_2 （基準年度:平成 25 年度）	156 万 t-CO_2 （令和５年度）	126 万 t-CO_2 （令和 10 年度）
	産業部門・業務部門における温室効果ガス排出量（事業者・行政）	333 万 t-CO_2 （基準年度:平成 25 年度）	254 万 t-CO_2 （令和５年度）	215 万 t-CO_2 （令和 10 年度）
	市役所の事務事業における温室効果ガス排出量（行政）	286,742t-CO_2 （基準年度:平成 25 年度）	211,139t-CO_2 （令和６年度）	176,774t-CO_2 （令和 11 年度）
	市内の乗用車の新車登録台数に占める次世代自動車の割合	34.6% （平成 30 年）	42.3% （令和６年）	48.7% （令和 11 年）
1-2 持続可能なエネルギー政策の推進	太陽光発電設備等を導入した施設（公民館）	20%【12 館】 （令和元年度）	40%【24 館】	57%【34 館】
	公共施設への再生可能エネルギー等の導入（電力の地産地消）	―	公共施設・市域への導入拡大及び効果検証	公共施設・市域への導入拡大 【電力の地産地消を確立】
	再生可能エネルギー等の導入施設数	―	６施設	16 施設
1-3 環境未来都市の実現	「生活支援サービス」の実装数	３事業実装済 （R2.4.1 時点）	８事業	13 事業
1-4 気候変動への適応	適応策に資する事業数	18 事業 （令和元年度）	23 事業	28 事業

（5）施策内容

1-1　省エネルギー化の推進

施策の柱	施策の方向
1-1 省エネルギー化の推進	1-1-1　省エネルギー行動の促進
	1-1-2　家庭や事業所の省エネルギー化の促進
	1-1-3　市役所における省エネルギー化の推進

1-1-1　省エネルギー行動の促進

市内人口はしばらく増加を続けることが予測されているとともに、身の回りの省エネルギー行動には、まだ工夫や取組の余地が残されています。今後、温室効果ガス排出量を削減するためには、一人ひとりが主体的に省エネルギー行動を実践することが重要です。

各種イベントや啓発活動の実施により、市民、事業者、行政による日常生活や事業活動における身近な省エネルギー行動を促進し、温室効果ガスの削減を図ります。

① 脱炭素型ライフスタイルの推進

- ❖ クールビズやウォームビズの実践、ライフスタイルキャンペーンの実施、エコライフＤＡＹの実施、エコ通勤などの取組の周知・啓発を推進し通年で環境配慮行動に取り組むライフスタイルへ転換していくことを促します。
- ❖ 市内で生産された農産物のブランド化や直売所等に関する情報発信等の消費活性化策の実施により、地産地消を推進します。

② 地球温暖化対策に関する啓発・連携・協働

- ❖ 各種イベントやキャンペーンでの普及啓発や国と連携した地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」の推進、自発的な行動変容を促す「ナッジ」の手法を取り入れた効果的な普及啓発等を通じて、地球温暖化対策に関する市民や事業者への意識向上と取組促進を図ります。
- ❖ 市内Ｊリーグチームとのコラボレーションや、市民、事業者、団体等様々な主体、さいたま市地球温暖化対策地域協議会との連携・協働により、地球温暖化対策や環境配慮に関する意識啓発を推進します。

1-1-2　家庭や事業所の省エネルギー化の促進

家庭や事業所においてさらなる温室効果ガス排出削減を実現していくためには、身の回りの省エネルギー行動に加えて、エネルギー消費効率の良い設備・機器の利用を進めて行く必要があります。

環境に配慮した家電やオフィス設備の導入、エネルギー効率の良い建築物の普及の推進、フロン類の適正処理等の促進を図ります。

① 家庭への省エネルギー設備・機器の普及促進

- ❖ 家庭におけるエネルギー使用状況の『見える化』と省エネルギー意識の向上を図ります。
- ❖ 補助制度等を通じて、家庭における高効率な省エネルギー型設備･機器の導入を促進します。

② 事業所への省エネルギー設備・機器の普及促進

- ❖ 高効率エネルギー利用機器、ＢＥＭＳ等の導入促進、中小事業者に向けた省エネ診断サービス等の実施により、事業所における省エネ対策を支援します。
- ❖ 環境負荷低減計画制度の適切な運用及び参加企業の拡大により、事業者の自主的な環境保全活動を促進します。
- ❖ 商店街街路灯のＬＥＤ化を支援します。

1-1-3　市役所における省エネルギー化の推進

本市は、市民、事業者の取組を牽引する立場として、市の施設や事業から発生する温室効果ガスの排出削減に率先して取り組む必要があります。

市役所業務における省エネルギーの率先行動を徹底するとともに、市有施設の省エネルギー化を推進します。

① 市役所業務における省エネルギーの取組推進

- ❖ 市役所職員による省エネルギー、環境配慮の率先行動を推進します。
- ❖ 電力、公用車等の調達、庁舎の維持・修繕等においてグリーン購入を率先して取り組むとともに、グリーン契約を推進します。
- ❖ 都市間連携による森林整備を活用したカーボンオフセットの実施を検討します。

② 公共施設の省エネルギー化の推進

- ❖ 新設施設におけるＺＥＢ化やＥＳＣＯ事業の導入などにより、公共施設における省エネルギー化を推進します。
- ❖ 施設の新増設や改修にあたっては、施設の長寿命化・エネルギー消費量の極小化を図った施設改修・建設を推進します。
- ❖ 公用車への次世代自動車の導入を推進します。

1-2　持続可能なエネルギー政策の推進

施策の柱	施策の方向
1-2 持続可能なエネルギー政策の推進	1-2-1　再生可能エネルギー等の利用拡大
	1-2-2　自立・分散型エネルギーシステムの構築

1-2-1　再生可能エネルギー等の利用拡大

再生可能エネルギーの活用を進めることで、温室効果ガス排出量の大幅な削減につながります。

市民、事業者による再生可能エネルギーの利用拡大を図ります。また、公共施設における太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入や、地中熱、バイオマス等、新たな再生可能エネルギーの利用に向けた調査・検討を行います。

① 市民による再生可能エネルギー利用促進

- ❖ 市民による再生可能エネルギーの利用拡大に向け、家庭における再生可能エネルギー、蓄電池等の導入を支援します。
- ❖ 市内の住宅等に設置された卒ＦＩＴ電源の有効活用による電力の地産地消に向けた取組の推進や、温室効果ガス排出係数の低い低炭素電力調達の促進を図ります。

② 事業者による再生可能エネルギー利用促進

- ❖ 市街地開発事業や新築住宅などの建築に際し、太陽光発電の導入を促進します。
- ❖ 事業者による再生可能エネルギーの利用拡大に向け、再生可能エネルギー発電事業等の事業化や、未利用エネルギーの利用等を促進します。

③ 市役所における再生可能エネルギー等の利用の推進

- ❖ 大規模太陽光発電施設（メガソーラー）の活用・維持・健全化、市有施設の屋根貸しによる再生可能エネルギーの導入等、様々な手段により、市有地・公共施設へ再生可能エネルギーを導入します。
- ❖ 災害時に避難所となる小・中学校や公民館を中心とした市有施設に、災害時のエネルギーセキュリティを確保するために再生可能エネルギー（主に太陽光発電）、省エネルギー・高効率機器、蓄電設備等の総合的な導入を推進します。
- ❖ 上水道施設等の既存の水利用設備のポンプ水圧・流量を利用した小水力発電を継続して行います。
- ❖ ごみ焼却施設においてごみ焼却時に発生する余熱を利用した給湯、冷暖房、隣接する温浴施設への熱源供給等を継続して行うとともに、ごみ焼却時に発生する余熱で発電

した電力の地産地消を行います。

- ❖ 下水処理時に発生するメタンガスの利用、下水熱の利用に向けた調査や、下水等の処理汚泥のエネルギー化技術の調査を推進します。
- ❖ 都市間連携により、市民、事業者、市有施設等が再生可能エネルギー由来の低炭素な電力を調達できる方策について調査・検討を進めます。
- ❖ 民間事業者との連携により、ＩｏＴ（ブロックチェーン技術）や蓄電池などの活用を検討し、再生可能エネルギーの導入や、更なる省エネルギーを推進します。

④ 水素エネルギーの活用

- ❖ 事業者との連携により、水素エネルギーについて市民が学ぶ機会を提供します。
- ❖ 水素社会の実現に向け、環境負荷低減やエネルギーの安定確保等に大きく貢献する水素エネルギーの普及に向けた取組を推進します。

1-2-2　自立・分散型エネルギーシステムの構築

市内でも導入が進んでいる太陽光発電などの再生可能エネルギーは、地産地消を行うことにより、温室効果ガス削減効果などの環境面だけでなく、災害時のエネルギー確保の手段としての役割を果たすため、今後も一層の推進を図る必要があります。

再生可能エネルギーを地産地消する仕組みの検討や構築に取組みます。また、防災拠点等において、再生可能エネルギーや蓄電池を活用し、災害時等の安全・安心を確保する自立・分散型エネルギーシステムを構築します。

① エネルギーの地産地消の推進

- ❖ 公共施設への太陽光発電設備の導入や、ごみ焼却施設における余熱の有効利用、余熱で発電した電力の地産地消を推進します。

② エネルギーセキュリティ確保の促進

- ❖ 災害時の自立性確保に向け、災害時の防災･避難拠点となる小･中学校を中心とした市有施設に太陽光発電と蓄電設備の導入を推進するとともに、停電時にも活用できる発電設備としてコージェネレーションシステムの普及に向けて、事業者との連携を図ります。
- ❖ 平時の低炭素化と災害時の輸送手段やエネルギーセキュリティ確保に向け、水素や電気をはじめとした、多様なエネルギーを次世代自動車へ供給する「ハイパーエネルギーステーション」を整備します。

1-3　環境未来都市の実現

施策の柱	施策の方向
1-3 環境未来都市の実現	1-3-1　エネルギー効率の良いまちづくりの推進
	1-3-2　環境負荷の少ない交通体系の構築と利用の促進
	1-3-3　先進的な技術・サービスの推進

1-3-1　エネルギー効率の良いまちづくりの推進

温室効果ガスの大幅な削減のためには、一人ひとりの省エネルギー行動に加えて、市全体でエネルギーをより効率よく使うまちづくりが必要です。

エネルギー効率の良い建築物の普及促進、複数の建物でエネルギーを融通し合う「エネルギーの面的利用」、スマートホーム・コミュニティの普及等、まちづくりにおける省エネルギー化とエネルギー利用の効率化を推進します。

① エネルギー効率の良い建築物の普及促進

- ❖ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る指導、助言を行います。
- ❖ 「さいたま市建築物環境配慮制度」や「長期優良住宅」等の認定により、エネルギー効率の良い建築物の普及を促進します。

② 地区や街区におけるエネルギーの効率的利用

- ❖ スマートホーム・コミュニティの普及やエネルギーの面的利用の促進により、地区や街区におけるエネルギーの効率的利用を推進・誘導します。
- ❖ 「都市計画マスタープラン」等の推進により、環境に配慮した土地利用や、集約型都市構造を目指したまちづくりを推進・誘導します。

1-3-2　環境負荷の少ない交通体系の構築と利用の促進

運輸部門の温室効果ガス排出量は、増加傾向が続いており、そのうち８割以上が自動車による排出となっているため、今後、自動車による排出を削減していくことが重要です。

徒歩や自転車、公共交通を利用しやすい環境を整備・維持することにより、環境負荷の少ない移動を促進します。また、自動車利用の抑制及び次世代自動車の利用促進を図ります。

① 歩行者・自転車利用環境の維持・向上

- ❖ 健康づくりや観光まちづくり等の分野と連携し、市が整備する歩道の利用について普及・啓発を行います。

❖　シェアサイクルの普及、自転車通行環境の整備、駐輪場の適正な配置等、自転車利用環境を維持・向上するための取組を推進します。

② 公共交通利用環境の維持・向上

❖　バス、鉄道等を含め、公共交通機関の利便性向上のための取組を推進します。

❖　コミュニティバス等の地域公共交通の充実を推進します。

③ 自動車利用の抑制と効率化

❖　広域連携や都市間連携による自動車排出ガス対策を推進します。

❖　都市計画道路の改善、物流の効率化や低炭素化等の自動車交通量対策を推進します。

④ 次世代自動車の普及促進

❖　「E-KIZUNA Project(イー・キズナプロジェクト)」により、電気自動車の普及を促進するとともに、取組を国内外に発信し、普及拡大を図ります。

❖　市民、事業者による次世代自動車導入への支援や、周知・啓発により、市域における次世代自動車の導入を促進します。

1-3-3　先進的な技術・サービスの推進

省エネルギーやエネルギーの効率的な利用を行う技術やサービスは日々進化しており、それらの先進技術を積極的に取り入れていくことで、エネルギー利用の効率化が進みます。

また、本市は、ＳＤＧｓ未来都市として選定されていること、政令指定都市であることなどから、国内において先進的な取組を行い、他都市を牽引していく立場にあります。

都市間連携、事業者との連携により、エネルギー分野における先進的な技術の実証、導入及び活用を進め、スマートホーム・コミュニティやパーソナルモビリティ等、市民へのサービス提供を進めます。

① イノベーションによる先進的なまちづくりの推進

❖　本市の副都心でもある美園地区では、民間企業や大学などとの「公民＋学」の連携により、本市が理想とする都市の縮図として「スマートシティさいたまモデル」の構築に取り組んでおり、ＩＣＴやＩｏＴといった先端技術を活用した生活支援サービスの提供を進めます。

❖　環境・エネルギー分野をはじめとする新事業の創出を図るため、高い技術力を持つ市内企業の環境分野への参入支援を行います。

② エネルギー関連ビジネスの促進

❖　産学連携を通じて、事業者による環境・エネルギー関連の研究開発支援や事業化を促進します。

❖　産学官連携によるスマートホーム・コミュニティやマルチモビリティシェアリング等の新技術導入を推進します。

1-4　気候変動への適応

施策の柱	施策の方向
1-4 気候変動への適応	1-4-1　農業及び自然環境への影響に関する対策の推進
	1-4-2　自然災害対策の推進
	1-4-3　市民生活や健康への影響に関する対策の推進
	1-4-4　広域的な連携の推進

1-4-1　農業及び自然環境への影響に関する対策の推進

気温の上昇や極端な気象現象等の気候変動は、動植物の生息・生育域の変化をもたらすなど、農業や生態系などの基盤となる自然環境へ様々な影響を及ぼしており、これらの影響への対策を行っていく必要があります。

農業分野における気候変動対策に関する情報提供や、新たな対策に関する検討等の取組を推進します。また、自然環境への影響の監視と対策の検討を行います。

① 農業に係る対策

- ❖ 国や県、研究機関、農業関連団体等と連携し、温暖化に対応した品種、栽培技術、農業技術の普及のための支援策や情報提供を行います。
- ❖ 国や県、研究機関、農業関連団体等と連携し、気候変動に伴う病害虫の増加等に関する情報収集及び対応策の検討を行います。

② 水環境に係る対策

- ❖ 公共用水域の水質等を含め、水環境に関する継続的な監視を行い、今後必要となる対策の検討を行います。
- ❖ 学校での水をテーマとした環境学習や水道教室を通じた水環境に関する意識の啓発を行います。

③ 生態系に係る対策

- ❖ 気候変動による生態系への影響を把握するため、生物調査等の継続的なモニタリングを実施し、データベースの構築と必要な対策の検討を行います。
- ❖ 市民参加による街路樹、花壇等への水遣り等を促進します。
- ❖ 市内に多様な動植物の生態系基盤となる水辺環境や自然公園等を、グリーンインフラの考え方も取り入れながら整備するとともに、緑地の保全や市街地における緑化の推進等により水と緑のエコロジカル・ネットワークを形成します。

1-4-2　自然災害対策の推進

集中豪雨や大型台風等の極端な気象現象は、大規模な災害につながるケースもあり、市民生活に大きな影響を及ぼし兼ねません。そのため、今後予想される自然災害等の被害の未然防止・軽減に取り組んでいく必要があります。

河川等の整備を推進するとともに、ハザードマップや避難誘導対策を周知することで市民による備えを促進し、市民生活の安全・安心の確保を図ります。

① 洪水、内水、土砂災害への対策

- ❖ 河川改修、下水道浸水対策等により、洪水や内水被害の軽減を図ります。
- ❖ ハザードマップ（洪水、内水、土砂災害等）の作成及び周知・啓発等により、災害時の被害軽減策を推進します。
- ❖ 災害時の自立性確保に向け、災害時の防災･避難拠点となる小･中学校を中心とした市有施設に太陽光発電と蓄電設備の導入を推進するとともに、停電時にも活用できる発電設備としてコージェネレーションシステムの普及に向けて、事業者との連携を図ります。

1-4-3　市民生活や健康への影響に関する対策の推進

夏季のヒートアイランド現象等による気温の上昇は、熱中症の増加の要因となっており、人びとの健康上の大きなリスクとなっています。また、今後気温の上昇によって、感染症を媒介する蚊の生息域が北上することなども想定され、こういった影響への適切な対応が求められています。

宅地開発における暑さ対策の導入、緑のカーテンづくり等、夏の暑さを緩和するまちづくりを進めるとともに、熱中症予防対策について、市民への普及啓発を強化します。また、気候変動の影響によって想定される新たな感染症のリスクについても、市民への周知を図ります。

① 暑熱対策

- ❖ ヒートアイランド現象を緩和するため、家庭、事業所、公共施設における緑のカーテンの普及を促進します。
- ❖ 遮熱性塗料等を利用するなど、公共施設や市有地における暑さ対策を進めます。
- ❖ 街路樹等による緑陰の創出や、商店街等との連携によるミストシャワーの設置等により屋外の暑さ対策を推進します。
- ❖ 風の流れを計算した街区設計、断熱効果の高い住宅設計等、暑さ対策を考慮した宅地開発の他、大規模開発における緑地の創出を促進し、暑さを緩和するまちづくりを進めます。

② 熱中症対策

- ❖ 夏季に暑さをしのぎ涼むことができる場所として、公共施設を一時休息所として開放します。

❖ 防災行政無線放送、市ホームページやＳＮＳ等を通して、熱中症に対する注意喚起、暑さ指数の実況、予測情報の周知を行います。

③ 感染症対策

❖ 気候変動によって今後発生し得る感染症のリスクについて、市民への周知・啓発を行います。

1-4-4　広域的な連携の推進

気候変動適応法に基づく「気候変動適応広域協議会」を通じ、国や近隣自治体など地域レベルでの幅広い関係者と連携・協力を図り、気候変動適応の取組を推進します。

① 広域的な連携による取組の推進

❖ 気候変動適応法に基づく気候変動適応広域協議会を通じ、地域の適応策に関する優良事例の共有、地域における気候変動影響に関する科学的知見の整理を行うとともに、地域における関係者の連携をさらに強化し、地域レベルで幅広い関係者が連携・協力して気候変動適応を推進します。

❖ 埼玉県や庁内関係部署との連携を図り、気候変動適応センターを通じた、市域における、気候変動実態やその影響、将来予測、適応策に関する情報の収集と整備、分析や市民、事業者に向けた適応策に関する情報発信に取り組みます。

❖ 都市間や広域的な連携、森林環境整備基金の活用等を通じた気候変動適応の取組やカーボンオフセット等の活用について検討します。

② 多様な主体との連携による取組の推進

❖ 気候変動の影響は、頻発化・激甚化しており、「気候危機」とも言われています。今後は、市民・事業者・行政のあらゆる主体が危機感を認識・共有し、各主体それぞれが自らの責任と役割を理解し行動するとともに、連携・協力を図り、気候変動適応の取組を推進していきます。

コラム

気候変動による影響について

■深刻化する気候変動による影響

最近起こった国内の大規模気象災害として、「令和元年東日本台風」（台風第 19 号）では、静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨となりました。

各地で甚大な土砂災害が発生し、その被害は、死者 99 名、全壊 3,280 棟、半壊 29,638 棟にも及びました。

また、「令和元年房総半島台風」（台風第 15 号）では、千葉県を中心に甚大な被害が生じたほか、大規模な停電が発生し、東京電力管内では最大約 93 万戸が停電しました。

豪雨等による災害だけでなく、身の回りの環境や私たちのくらしにおいて、様々な影響が既に現れています。

出典：「令和元年台風第 19 号による被害等」（国土交通省）

令和元年東日本台風による被害

例えば、気温の上昇に伴って、熱中症で搬送される人の増加や、伝染病を媒介する蚊の北上などの影響が出ています。また、サクラの開花が早まる、スキー場の雪が少なくなるなど、人びとのレジャーなどに関わる影響も見られています。

今後は、地球温暖化の原因物質である温室効果ガスの排出量を削減する努力（緩和策）は最大限実施しつつ、こういった気候変動による避けられない影響への対策（適応策）を適切に行っていくことが重要となっています。

■適応策とは

既に起こりつつある気候変動影響への防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うことを「適応」と言います。例えば、洪水等の自然災害対策、渇水対策、農作物の新種の開発や、熱中症の早期警告インフラ整備などが例として挙げられます。

■私たちができる適応策

気候変動について知ろう

世界や日本で気候変動のどのような影響が起きているのか、将来はどうなっていくのかなど、気候変動について学び、理解を深めましょう。

〇適応に関する情報サイトの例：

「A-PLAT 気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト」
（https://adaptation-platform.nies.go.jp/index.html）
「埼玉県気候変動適応センター」
（https://www.pref.saitama.lg.jp/cess/adaptation/index.html）

身の回りでできる適応策に取り組もう

一人ひとりが自身の健康や安全を守ることも「適応」です。身近なところから行動してみましょう。

基本目標 2　ともに取り組み参加する、循環型都市を創造する

私たちの物質的に豊かな暮らしは、多くの資源とエネルギーに支えられていますが、その反面、資源の大量消費や廃棄物の大量発生などにより、資源の枯渇や不法投棄等の問題を引き起こしています。また、食品ロスやプラスチックごみ、感染症対策などの新たな課題も生じており、それらの解決のためには、生産、流通、消費、廃棄等のすべての段階において、分別の徹底などによる廃棄物の発生抑制や資源の循環的利用、廃棄物の適正処理に取り組む、環境負荷の少ない循環型社会を構築する必要があります。

このため、市民、事業者、行政等が、自発的にごみの発生抑制・再使用（リデュース・リユース）を行うよう、環境への意識の醸成を行い、ごみの減量を促進します。その上で、排出されてしまった廃棄物の再生利用（リサイクル）と適正処理を行う循環型都市の創造を目指します。

（1）施策の柱と指標・目標

① 施策体系

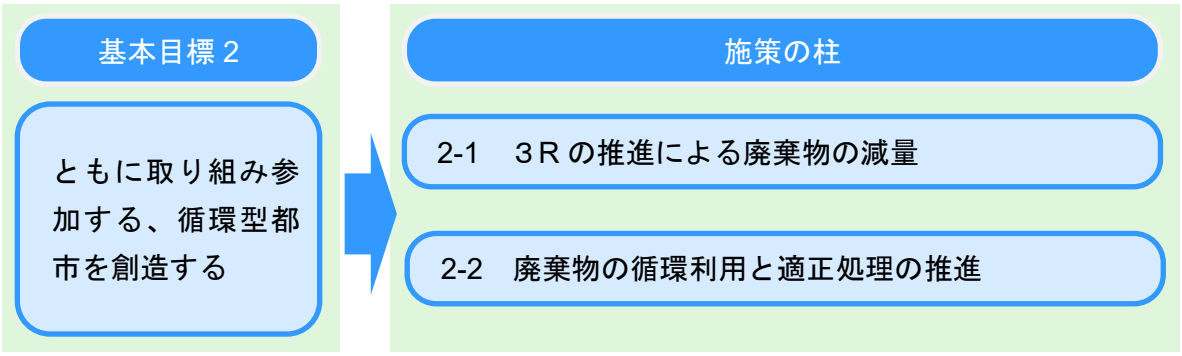

② 指標

基本目標	成果指標			
	成果指標項目	実績	令和 7 年度	令和 12 年度
ともに取り組み参加する、循環型都市を創造する	市民 1 人 1 日当たりのごみの総排出量	881 g（令和元年度）	838 g	827 g（令和 9 年度）
	ごみの総排出量に対する最終処分比率	3.15%（令和元年度）	3.1%	3.1%
施策の柱	**目標指標**			
	目標指標項目	実績	令和 7 年度	令和 12 年度
2-1　3Rの推進による廃棄物の減量	市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	518 g（令和元年度）	467 g	456 g（令和 9 年度）
	事業系一般廃棄物排出事業者への啓発・指導件数	3,624 件（令和元年度）	5,200 件	6,700 件
2-2　廃棄物の循環利用と適正処理の推進	焼却灰及び飛灰の資源化率	72%（令和元年度）	80%	80%
	不法投棄情報通報協定件数	—	70 件	100 件

（2）施策内容

2-1　３Ｒの推進による廃棄物の減量

施策の柱	施策の方向
2-1 ３Ｒの推進による廃棄物の減量	2-1-1　ごみの発生抑制・再使用（リデュース・リユース）の推進
	2-1-2　資源回収及び再生利用（リサイクル）の推進
	2-1-3　３Ｒの意識啓発
	2-1-4　産業廃棄物の３Ｒの推進

2-1-1　ごみの発生抑制・再使用（リデュース・リユース）の推進

資源をより有効に活用する質の高い循環型社会においては、３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の中でも、とりわけ２Ｒ（リデュース・リユース）の取組を強化し、ごみが排出される前の段階で減量することが重要です。

新しい生活様式においても、市民の日常生活や事業活動から発生するごみの発生抑制、再使用への取組、ごみを減らす生活スタイルを実践することにより、ごみの減量を促進します。

① ごみの発生抑制の推進

- ❖ 「もえるごみ」に含まれがちな資源物（「その他の紙（雑がみ）など」）の分別徹底や、生ごみの水切り、生ごみ処理容器の購入支援等により、ごみの減量を推進します。
- ❖ 食品ロス削減のための各種取組を推進します。
- ❖ マイボトルやマイバッグの利用促進により、レジ袋の削減や廃プラスチックごみの減量を図ります。
- ❖ イベント等におけるリユース食器の活用等により、使い捨て容器ごみの減量を図ります。
- ❖ 事業用大規模建築物の所有者等への減量等計画書の提出義務付けにより、事業者によるごみの減量化・再資源化を促進します。

② 再使用の推進

- ❖ リサイクル家具展示販売会の開催、フリーマーケットの後援などにより、リユース品の有効利用を推進します。
- ❖ 図書館において除籍した本や市民から寄贈された本を活用するため、公共施設に提供する頒布会や市民向けの「古本バザール」「古本リサイクル」等で再利用を図ります。

2-1-2　資源回収及び再生利用（リサイクル）の推進

循環型社会の創造においては、リデュース・リユースを優先的に進めたうえで、それでも発生する不用物のリサイクルに取り組むことで、資源を有効に利用していく必要があります。

市民や事業者によるごみの分別の徹底、資源物の回収を促進し、再資源化の仕組みの強化を図ります。

① 資源回収と再資源化の推進

- ごみの出し方マニュアル等による分別啓発を行い、食品包装プラスチック、小型家電等の資源物の分別の徹底を促進します。
- 市民団体等による資源回収運動を支援し、資源ごみの回収を促進します。
- 事業所や家庭における剪定枝・大型木製品などの木くず及び刈草類のリサイクルを推進します。

② 再生品利用の推進

- グリーン購入の推進により、再生品利用の拡大を図ります。

2-1-3　３Ｒの意識啓発

循環型社会を創造するための第一歩として、市民一人ひとりや各事業者が、資源を無駄にせず有効に利用することを心がけ、日々の行動に移すことが重要です。

出前講座等の環境教育や啓発イベント等により、３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）に関する市民の意識向上を図ります。また、事業者に対して、適正処理に関する啓発や指導を行います。

① ３Ｒの意識啓発

- 出前講座、ごみスクール等の環境教育の実施、清掃関連施設の見学会の開催やイベントへの出展、ごみ分別アプリの利用促進や、ごみに関する情報発信等、市民の３Ｒの意識向上を図るための取組を推進します。
- クリーンさいたま推進員等によりごみの減量や適正排出に関する啓発活動を推進する。
- 市内事業者に対し、ごみの適正処理に関する啓発・指導を行います。

2-1-4　産業廃棄物の３Ｒの推進

循環型社会の創造においては、産業廃棄物についても最終処分ゼロを目指し、３Ｒに取り組む必要があります。

排出事業者への指導や啓発、本市の公共事業における率先した取組等により、産業廃棄物の３Ｒを推進します。

① 排出事業者の取組促進

- 排出事業者を対象とする産業廃棄物処理実務者研修会の実施や、多量排出事業者に対する減量化・再資源化への取組の啓発により、ごみの減量と適正排出を促進します。

② 公共事業の取組推進

- 下水処理センターで排出する汚泥のセメント原料としての再資源化や、公共工事等に

おける廃棄物のリサイクルを推進します。

③ 産業廃棄物に関する啓発

❖ 市民参加による産業廃棄物処理施設見学会を実施し、市民への産業廃棄物に関する意識の普及啓発を促進します。

2-2　廃棄物の循環利用と適正処理の推進

施策の柱	施策の方向
2-2 廃棄物の循環利用と適正処理の推進	2-2-1　効率的なごみ回収
	2-2-2　廃棄物の循環利用の推進
	2-2-3　計画的な施設の整備・更新
	2-2-4　産業廃棄物の適正処理の推進
	2-2-5　円滑な災害廃棄物の処理の推進

2-2-1　効率的なごみ回収

ごみ処理事業の安定した運営を維持していくためには、市民や事業者による適正な排出の徹底や、効率的な収集・運搬を行っていく必要があります。

ごみ収集車の低公害車化を進め、ごみ収集所における定曜収集を行うとともに、支援が必要な高齢者等に対するごみ収集を支援することで効率的なごみの収集･運搬を行います。また、廃棄物処理施設におけるごみの適正な排出、不法投棄やポイ捨て防止に関する指導を実施します。

① 効率的なごみの収集・運搬

- ❖ 高齢者等を対象とするごみ収集の支援や、ごみ収集車への低公害車の導入を通じて、効率的なごみの収集・運搬に努めます。
- ❖ 環境センターの統廃合に併せ収集体制を再編成することで、安定的なごみの収集体制を確保します。

② ごみの適正な排出

- ❖ 廃棄物処理施設への搬入物の検査など、ごみの適正な排出に係る指導を行います。
- ❖ 市民参加による河川や市街地等の清掃活動を実施し、不法投棄物撤去や環境美化を推進します。
- ❖ 路上喫煙及びポイ捨て行為の減少を図るため、路上喫煙禁止区域及び環境美化重点区域等における環境美化指導を行います。

2-2-2　廃棄物の循環利用の推進

本市のごみ処理施設で発生する焼却残渣についても、可能な限り有効利用を進めていくことが必要です。

焼却残渣の資源化と焼却熱の有効利用を促進します。

① 廃棄物の循環利用の推進

❖ 中間処理後に発生する溶融スラグや焼却灰等の焼却残渣の資源化及び、焼却施設における余熱の有効利用を推進します。

2-2-3　計画的な施設の整備・更新

廃棄物の安定処理を確保するためには、老朽化したプラントの更新、施設の適切な統廃合等を進めていく必要があります。

本市の廃棄物処理施設の計画的な整備・更新を推進します。

① 計画的な施設の整備・更新

❖ サーマルエネルギーセンターの整備、清掃事務所や衛生センターの統廃合、焼却施設、破砕施設の長寿命化等、安定的な廃棄物処理体制を維持します。

2-2-4　産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の処理は、排出事業者の責任において自ら行うか、処理業者へ委託する場合はその処理状況を最終処分まで確認することが求められています。

排出事業者や処理業者への適正処理指導、不法投棄の防止等に関する指導を行い、産業廃棄物の適正処理を促進します。

① 排出事業者への適正処理指導等

❖ 排出事業者に対する指導、処理業者への立入検査等を行い、産業廃棄物の適正処理を促進します。

❖ 産業廃棄物の処理における情報の合理化、処理システムの透明化等に向け、電子マニフェストの普及を促進します。

② 処理業者への適正処理指導等

❖ 産業廃棄物処理業者や使用済自動車のリサイクル業者に対して指導を行い、適正処理を促進します。

③ 不法投棄対策及び不適正処理業者指導

❖ 不法投棄対策パトロール等の監視体制を強化し、未然防止と早期発見に努めるとともに、不適正処理業者への指導を行います。

❖ 周辺自治体や関連機関・民間事業者との連携による不法投棄の監視を行います。

④ 有害廃棄物への対応

❖ 有害廃棄物の適正処理を徹底するため、事業者への指導を行います。

❖ 市内河川及び地下水のダイオキシン類、内分泌かく乱化学物質の濃度調査を行うとともに、廃棄物焼却炉を設置している工場・事業場に対して立入検査を実施します。

- ❖　ＰＣＢ廃棄物について、期限までの処理に向けて指導を強化します。
- ❖　最終処分場跡地の適正利用の指導を行います。

2-2-5　円滑な災害廃棄物の処理の推進

近年、各地で起こっている自然災害では、膨大な災害廃棄物が発生しており、今後起こり得る災害等に備えたごみ処理体制の確保は喫緊の課題となっています。

発生後の混乱した状況の中でも、災害により生じた廃棄物を迅速・円滑かつ適正に処理するための対策を推進します。

① 円滑な災害廃棄物の処理の推進

- ❖　「災害廃棄物処理計画」に基づき、大規模災害に備えた廃棄物処理体制の確保、災害後における迅速・円滑かつ適正に廃棄物処理を行うための対策を推進します。
- ❖　市内廃棄物処理委託業者と締結した「さいたま市災害廃棄物処理の協力に関する協定」に基づき、災害時における災害廃棄物の迅速・円滑かつ適正な処理を行うことで、市民の安全・安心な生活環境を確保します。

コラム

食品ロスの今とこれから

■食品ロスの現状

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。

世界では、「世界全体で人の消費向けに生産された食料」のおよそ 1/3 に当たる約 13 億トンの食品ロスが発生しています。一方で平成 30（2018）年には約８億人が飢餓状態にあるとされており、社会的な観点からも、私たち一人ひとりが食べものをもっと無駄なく、大切に消費していく必要があります。

平成 29（2017）年度の調査によると、日本では、年間約 612 万トンの食品ロスが発生したと推計されており、そのうちの 328 万トンが事業者から、284 万トンが家庭から発生しています。これは、全国民が、毎日、茶碗１杯分のご飯を捨てているのと同等の量です。

食品ロスは環境問題とも密接に関係しています。国際連合食糧農業機関（FAO）によれば、人に消費されなかった食糧を作る過程や、それらを処分する際に排出される温室効果ガスの量は CO_2 換算で年間 36 億トンとされ、これは世界の温室効果ガス排出量の約 8%を占めています。

また、食糧の大部分を国外からの輸入に頼っている日本にとって、輸送段階における CO_2 排出量を減らすためにも、食品ロス削減に向けて行動することが重要と言えます。

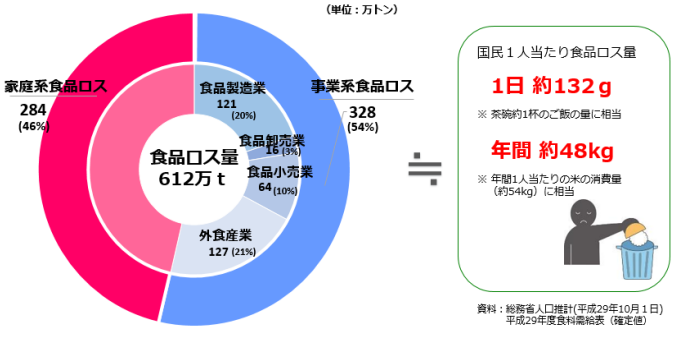

出典：農林水産省ホームページ
日本における食品ロス

■食品ロス削減に向けて

事業所で行われていること

食品リサイクル法に基づく新たな基本方針として、事業系食品ロスを平成 12（2000）年度比で令和 12（2030）年までに半減させるという目標が設定されました。各事業所においては、商習慣の見直しや、食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する「フードバンク」やウェブサイト等で必要な人に販売する「フードシェアリングサービス」の活用など、食品ロスの削減に向けた取組が進められています。

私たちができること

家庭からの食品ロスの要因は、料理を作りすぎたりして残る「食べ残し」、野菜の皮や茎など食べられるところまで切って捨ててしまう「過剰除去」、未開封のまま食べずに捨ててしまう「直接廃棄」です。食品ロスを減らすためには、私たち一人ひとりが、次の３点を心がけましょう。

★買い物時は
「必要な分だけ買う」

★料理の際は
「食べきれる量を作る」

★食事の際は
「おいしく食べきる」

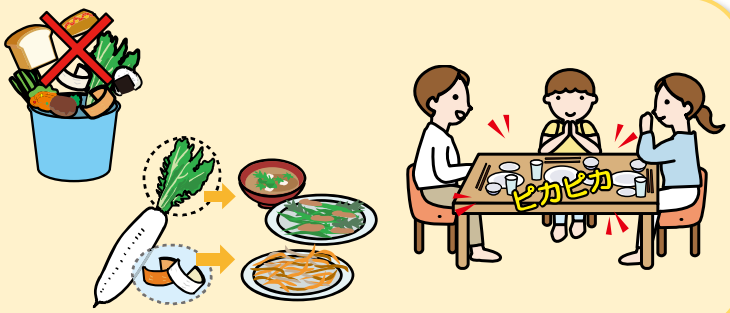

さいたま市の取組「さいたま市食品ロス削減プロジェクト」

余った食材の利用を啓発する「Saitama Sunday Soup」や、家庭において余った食品をフードバンクを通じて福祉施設に寄付をする「フードドライブ」など、本市では食品ロス削減に向けて、様々な取組みを行っています。

基本目標 3　自然と共生し、多様ないのちが息づくまちを実現する

見沼田圃や荒川・元荒川周辺の身近な緑地や、里やまなどの自然環境は、多様な動物の生息環境として、また、それを支える植物の生育環境として重要であるだけでなく、市民に豊かな自然とのふれあいの場を提供しています。また、持続可能なまちづくりに向けて、本市の風土が育んできた地域の環境特性に配慮した土地利用を計画的に進め、身近な緑や水辺環境を保全・創造する必要があります。さらに、農地の持続可能な利用と保全・維持に努める必要があります。

このため、市内の生物多様性の現状に関する情報提供や、自然・生きものにふれあう機会の創出によって、生物多様性の理解浸透、市内に存在する貴重な水と緑の保全と再生を目指します。また、行政だけでなく、市民との協働により、多様な動植物が生息・生育する里やまなどの自然環境の保全・活用・再生と、都市の緑と身近な水辺環境の保全・創造に取り組み、人にも生きものにもやさしく、多様ないのちがいつまでも息づく都市を目指します。

（1）施策の柱と指標・目標

① 施策体系

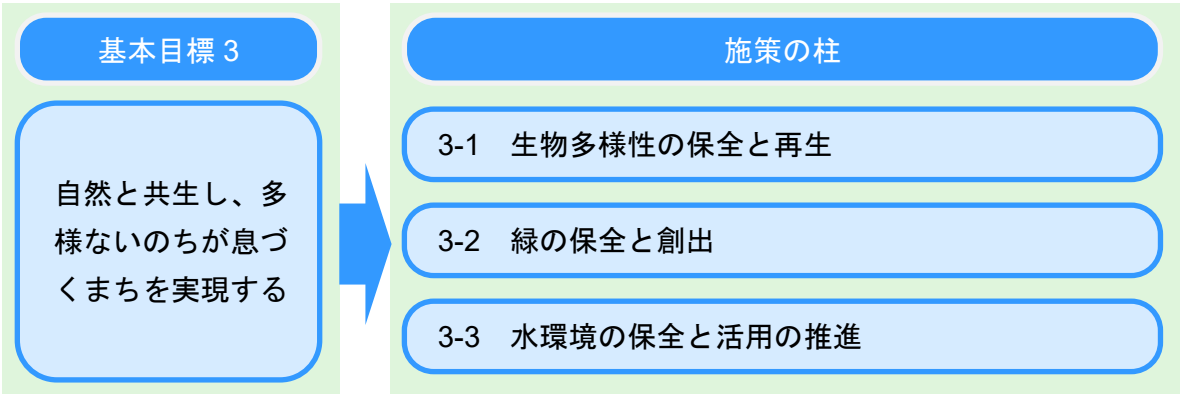

② 指標

基本目標	成果指標			
	成果指標項目	実績	令和 7 年度	令和 12 年度
自然と共生し、多様ないのちが息づくまちを実現する	水辺や緑地の保全・再生活動に関心がある市民の割合	61.0% （令和 2 年度）	68%	73%
施策の柱	**目標指標**			
	目標指標項目	実績	令和 7 年度	令和 12 年度
3-1　生物多様性の保全と再生	自然観察・環境学習会に参加して生物多様性について理解した参加者の割合	27% （令和 2 年度）	67%	87%
3-2　緑の保全と創出	オープン型緑地の整備率	85% （令和元年度）	90%	95%
3-3　水環境の保全と活用の推進	水辺のサポート制度登録団体数	15 団体 （令和 2 年度）	23 団体	31 団体

（2）施策内容

3-1　生物多様性の保全と再生

施策の柱	施策の方向
3-1 生物多様性の保全と再生	3-1-1　重要拠点の保全
	3-1-2　エコロジカル・ネットワークの形成
	3-1-3　外来生物対策
	3-1-4　生きものの保全活動

3-1-1　重要拠点の保全

市内の生物多様性を保全・再生していくためには、生物の生息空間となる質の高い環境の形成や確保が求められます。

市内に生息・生育する動植物の現状を継続的に把握するとともに、生物多様性にとって重要な拠点の保全・活用を推進します。

① 生物多様性の現状把握

❖　市内の動植物の生息・生育状況に関する調査を実施し、生物多様性に関するデータの充実を図ります。

② 見沼田圃等の拠点となる地域の保全

❖　指定史跡及び天然記念物の保存・活用を促進します。

❖　見沼田圃、大谷ホタルの里などの生物多様性の重要拠点の保全を推進します。

3-1-2　エコロジカル・ネットワークの形成

市内の雑木林や屋敷林などは、郊外部にある緑の拠点であり、市内に棲む動物や植物が生息・生育するうえで重要です。また、公園等は都市部にあるまとまった緑であり、市内のエコロジカル・ネットワーク形成上の拠点としても機能しています。

これらの貴重な緑の保全・再生を図りつつ、市民等と連携した水と緑のネットワークの形成を推進します。また、拠点となる生息地の配置、連続した緑や水辺による移動空間の確保などによるエコロジカル・ネットワークの整備を推進します。

① 里やま等の保全と再生

- ❖ 見沼田圃を始めとした、樹林地や農地などの緑地の保全を推進します。
- ❖ 生産緑地地区の指定、農地の適正管理通知などを通じて遊休農地の発生防止や農業の活性化を図るなど、里やま等の保全を推進します。

② 公園等における生物多様性の保全

- ❖ 生物多様性に配慮した公園づくりや未利用市有地の緑地化などを推進します。
- ❖ 新規公園や既存公園、未利用市有地や既存公共施設において、石や木を積む、草刈りを長めにするなど、整備や維持管理が簡便な生きものの生息場所の整備を検討します。

③ 身近な生物多様性保全の促進

- ❖ 公共施設の緑化時には、公共施設緑化マニュアルに準拠し、生物多様性に配慮した緑の整備を推進します。
- ❖ 市民による屋上、壁面、接道部の緑化や生垣の設置を支援し、緑の街並みづくりを推進します。

④ エコロジカル・ネットワークの形成

- ❖ 水辺や街路樹などを活用した、生きものの生息及び移動空間を確保します。
- ❖ 公共用地における樹木等の管理ガイドラインを運用します。

⑤ 生物多様性に配慮したまちづくり

- ❖ 一定の規模以上の開発行為では、環境影響評価を実施し、生物多様性に配慮した地域整備を推進します。
- ❖ 手作りミニビオトープの作り方を示した冊子を作成し市民等へ配布します。
- ❖ 公共施設や公園等でのミニビオトープの展示、苗木やプランターの配布を行います。

3-1-3　外来生物対策

外来生物は、国内外の本来の生息地を離れて市内に侵入してきた動物や植物であり、在来生物を駆逐してしまうなど、市内の生態系や生活環境に影響を及ぼしています。

外来生物や有害鳥獣の駆除等の対策を推進し、市内の生態系や生活環境を保全します。

① 外来種等の侵入・拡散防止及び駆除

- ❖ 特定外来種等の侵入・拡散防止及び駆除を行います。

② 有害鳥獣に関する注意喚起、防除対策

- ❖ 有害鳥獣に関する相談の受付、防除対策に関する情報発信、助言などを行います。

3-1-4　生きものの保全活動

地域の生物多様性を保全していくためには、市民・事業者・市が協力して市内の生きものの保全に取り組む必要があります。また、都市化の進んでいない地域において多様な生きものが活き活きと生息・生育できる場所を確保していくことも重要です。

他地域と連携・協働した生物多様性の保全に関する取組の検討を行います。また、市民による生物多様性の理解・浸透を図るため、生きものに関する教育や学習機会を提供します。

① 地域間連携による生物多様性の保全と再生

- ❖ 木材利用の推進等により、山間部における森林整備・保全を促進します。また、荒川流域自治体間での連携及び協力について検討・協議していきます。

② 生きものに関する教育と学習機会の確保

- ❖ 子ども向けの体験講座や啓発イベントの開催などを継続的に開催し、生物多様性の理解・浸透を図ります。
- ❖ 自然観察教室の開催や、自然散策ルートの設定等により、市民が生きものに触れ合う機会を創出し、自然に対する興味・関心を高め、環境保全や生命を尊重する態度を育てます。

3-2　緑の保全と創出

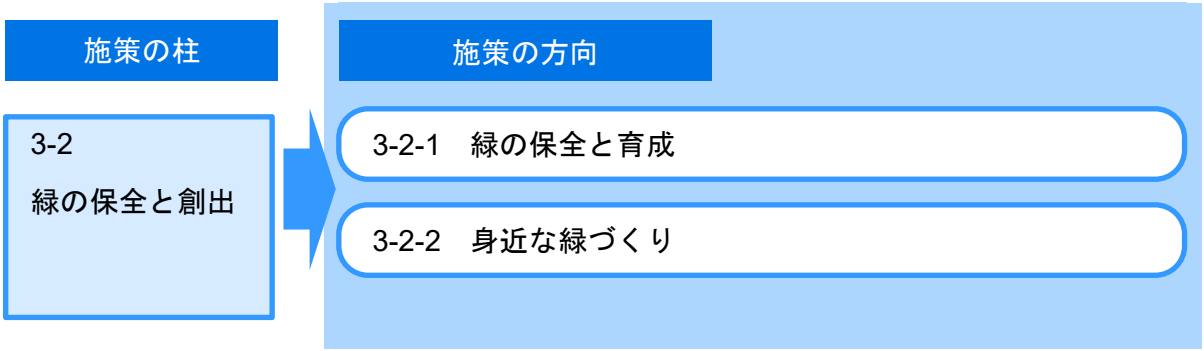

3-2-1　緑の保全と育成

市内の森林や公園等の緑地、畑地等の農地には、ヒートアイランド現象の緩和などにより都市の環境を改善したり、多様な生き物を育む機能があります。

公園・緑地・農地などの整備と管理の推進により、緑の保全と育成を図ります。また、森林環境譲与税を適切に活用し、森林機能の周知及び木材利用の推進を図ります。

① 緑地等の保全

- ❖ 個人が所有する屋敷林などの樹林地を、地域の重要な緑の資産として、条例に基づく指定緑地への指定を推進し、担保性の向上を図ります。特に貴重な緑地については、公有地化を図り、特別緑地保全地区に指定することで担保性のある緑地として永続的に保全します。

② 公園等の緑地の保全と育成

- ❖ 新たな公園の整備、公園の芝生化、公共施設の緑化等により、緑地の保全と育成を推進します。
- ❖ 市民意向を反映した公園整備・再整備方針の策定に取り組みます。

③ 都市の緑の保全と育成

- ❖ 住宅や事業所の屋上や壁面・接道部などの緑化による、緑の街並みづくりを推進します。

④ 農地の保全

- ❖ 緑の多面的な機能を発揮するために、農地の保全を推進します。

⑤ 森林環境譲与税の活用

- ❖ 公共施設の木質化や森林機能の周知・ＰＲを通じて、水源涵養機能を含めた山間部森林の多面的機能の維持を図るため、国から譲与される森林環境譲与税を適切に活用します。

3-2-2　身近な緑づくり

日常の中で触れ合える身近な緑は、市民の憩いの場となるだけでなく、地域の環境の改善や自然との触れ合いの場としても大きな役割を果たします。

日常の中で触れ合える身近な緑を広げていくため、街中、公共施設や学校における緑の創出を進めます。

① 市民等による緑づくり

- ❖ 市民との協働による花いっぱい運動や緑地保全活動を推進します。
- ❖ 身近な緑との触れ合いの場である市民農園、栽培収穫体験農園の開設を支援します。

② 公共施設等の緑づくり

- ❖ 「公共施設緑化マニュアル」及び「公共用地における樹木等の管理ガイドライン」の適切な運用により、緑のカーテン、公園の樹木や街路樹等による緑化を推進します。

③ 学校の緑の保全・育成

- ❖ 学校における緑のカーテンや芝生の整備、維持管理を推進します。

④ 緑に関する啓発・情報提供

- ❖ 市民の緑に対する理解促進や、緑づくりの活動への参加促進を図るための啓発・情報提供を行います。

3-3　水環境の保全と活用の推進

施策の柱	施策の方向
3-3 水環境の保全と活用の推進	3-3-1　地下水の涵養
	3-3-2　湧水の維持と復活
	3-3-3　水辺の整備
	3-3-4　水に係る保全活動

3-3-1　地下水の涵養

緑は地下水を涵養し、水質を浄化するといった機能を有するなど、水循環に欠かせない役割を担います。

また、水は貴重な資源であることから、雨水の有効利用や地下浸透を促進することで、健全な水循環を保全する必要があります。

緑地・農地の保全、雨水浸透や河川整備の推進による健全な水循環系の保全、水資源の有効利用を推進します。

① 緑地、農地の保全

- ❖ 緑地と農地、用水・河川との一体的な保全による水循環を確保できるように検討します。
- ❖ 多面的な機能の評価、水路の整備による農地の保全に努めます。

② 水循環の健全化

- ❖ 雨水浸透施設や貯留施設の整備を推進します。
- ❖ 河川の整備・改修を推進します。

③ 水資源の有効利用の促進

- ❖ 建築物からの排水を再利用し、当該建築物において雑用水として利用することを促進します。
- ❖ 漏水調査などの実施により、安定した給水を確保します。
- ❖ し尿処理汚泥を利用して堆肥を生産するなど、浄化発生土などの有効利用を促進します。

3-3-2　湧水の維持と復活

湧水は、地域の生態系を支える重要な環境要素であるとともに、地域の文化資源としても重要な存在であり、湧水の保全と復活を図ることが望まれます。

湧水は、比較的狭い流域の水循環の健全性を表すものであり、定期的に水量や地下水の状態を調べることで、市内の水循環の状態を把握するとともに、雨水浸透や地下水の揚水規制を推進し、湧水の維持・復活に努めます。

① 定期的な河川流量や地下水揚水量等の調査

- ❖　主要河川の流量調査を継続的に行います。
- ❖　地下水揚水量、地盤沈下量の調査、監視を継続します。

② 湧水の維持と復活

- ❖　今ある湧水の保全と復活を図るため、斜面林の保全やタケなどに遷移した植生を広葉樹の雑木林に戻すための管理を行うなどの取組を推進します。
- ❖　市街地部での雨水浸透施設や貯留施設を整備します。

3-3-3　水辺の整備

河川や水路沿いの遊歩道、公園内の水辺には、散歩散策や水あそびなどの市民の利用が多いところもあり、貴重な憩いの場となっています。

また、水辺空間を創出することは、生きものの生育、生息の場としての効果も期待できます。

市内に残る大小の河川・水路とその周辺の緑地、斜面林、湿地帯など自然的な水辺を保全するとともに、地域に応じた水辺の整備、創出に取り組みます。

① 自然的な水辺の保全

- ❖　見沼田圃等の自然的な水辺の保全に努めます。
- ❖　環境影響評価事業による水環境の保全及び再生に取り組みます。

② 水辺の整備、創出

- ❖　都市公園や水辺環境の整備を推進し、水・緑と調和した街の形成を図ります。
- ❖　環境と整備の調和を図る多自然川づくりを推進します。

3-3-4　水に係る保全活動

良好な水環境を構築するためには、市民・事業者の水環境に関する理解を増進し、市内の水環境の保全に協力して取り組む必要があります。

行政からの水環境情報の提供を充実させることに加え、地域の情報を可能な限り吸い上げ、情報交換、共有化していくとともに、市民等との連携・協働により水環境の保全に取り組みます。

① 水環境に係る歴史文化の承継

- ❖ 指定天然記念物、史跡などの保護、保存を推進するとともに、市民への普及、啓発を行います。
- ❖ 水環境の歴史、文化的資源に関する情報を積極的に紹介することで、市民の関心を高めます。

② 水に関する情報提供、啓発

- ❖ 学校における水をテーマとした環境学習や水道教室を通じて、水環境に関する意識啓発を促進します。
- ❖ 水とふれ合う体験機会を提供し、水環境、節水などの意識啓発を図ります。

③ 水環境に関する連携・協働

- ❖ 河川や地下水の水質調査に加え、良好な水環境を構築するための調査研究を推進し、市内外の機関との広域的な連携や市民等との連携により水質の改善に取り組みます。

コラム

生物多様性について

■生物多様性とは

約 40 億年といわれる地球の歴史の中で、生きものは何種類生まれたかご存じですか？

地球上の生きものは約 40 億年の間に、様々な環境に適応して進化し、3,000 万種ともいわれる多様な生きものが生まれています。これらの生命は一つひとつに個性があり、全てが複雑に関わり合って存在していることを「生物多様性」といいます。生物多様性には、①生態系（自然）の多様性・②種（種類）の多様性・③遺伝子の多様性という３つのレベルの多様性があります。

３つのレベルの多様性

①　生態系（自然）の多様性

様々な自然が、地域ごとに形成されています。森林、里やま、河川、湿原、干潟、サンゴ礁などいろいろなタイプの自然があります。

②種（種類）の多様性

動植物から細菌などの微生物にいたるまで、いろいろな生きものが生息・生育しています。

③遺伝子の多様性

同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などに多様な個性があります。

絶滅のおそれのある日本の野生動植物の割合

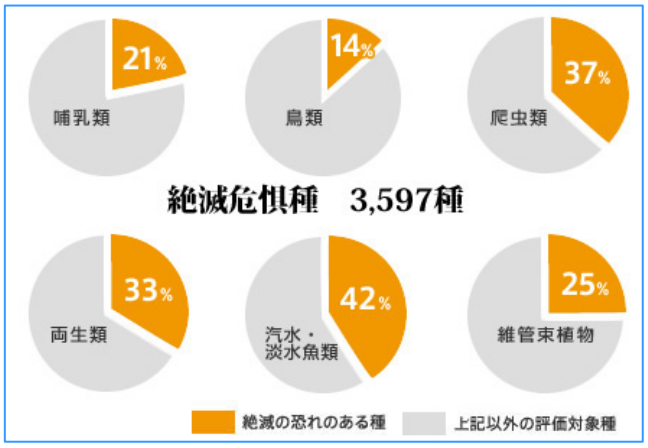

出典：「生物多様性に迫る危機」（環境省）

■日本の生物多様性の危機

日本の生物多様性は危機にさらされています。人間活動による影響が主な要因で、地球上の種の絶滅のスピードは自然状態の約 100～1,000 倍にも達し、日本では野生動植物の約３割が絶滅の危機に瀕しています。

■生物多様性の恵みと私たちができること

水や空気はもちろん、食べものや着るものの材料、木材、薬の原料など、いろいろな生きものとのつながり（生物多様性の恵み）によって、私たちは生きています。生物多様性の恵みを受け続けられるように、次の中から、日々の生活で自分にできることを選んで取り組みましょう。

★地元でとれたものを食べ、旬のものを味わう
★自然の中へ出かけ、動物園、水族館や植物園などを訪ね、自然や生きものにふれる
★自然の素晴らしさや季節の移ろいを感じて、写真や絵、文章などで伝える
★生きものや自然、人や文化との「つながり」を守るため、地域や全国の活動に参加する
★エコラベルなどが付いた環境に優しい商品を選んで買う

基本目標 4　安全で誰もが暮らしやすい生活環境を実現する

私たちの健康で安全・安心な生活を支える重要な要素である良好な大気環境や水環境を大切に保全していくとともに、快適な生活環境を維持するため、騒音、振動、悪臭等の都市型公害に対しても、市民ニーズを踏まえ適切に対応していく必要があります。また、本市が積み上げてきた歴史的・文化的環境を保全しつつ、東日本の中枢にふさわしい都市景観の形成に向けて取り組む必要があります。

このため、これまで行ってきた環境の状況を把握するための各種調査の継続、公害等の発生源に対する規制、都市景観の保全等の施策を推進することにより、良好な生活環境を確保し、誰もが安全で、安心して暮らせる都市を目指します。

（1）施策の柱と指標・目標

① 施策体系

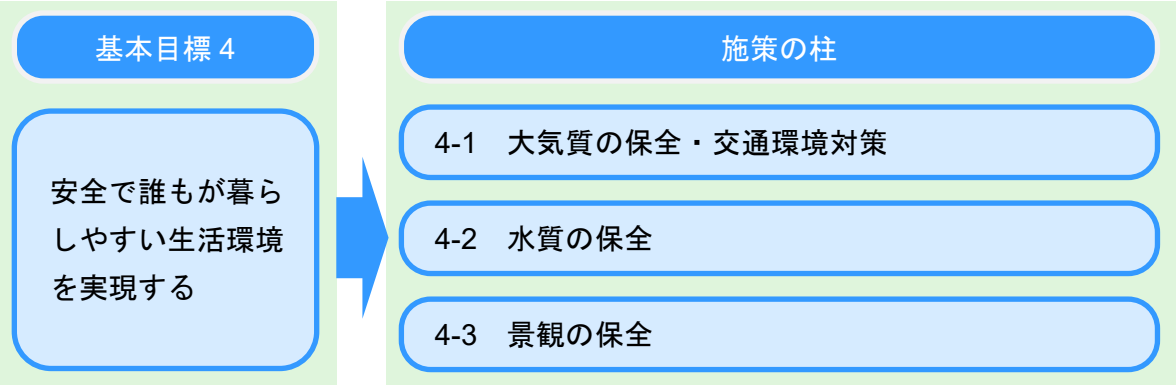

② 指標

基本目標	成果指標			
	成果指標項目	実績	令和 7 年度	令和 12 年度
安全で誰もが暮らしやすい生活環境を実現する	生活環境（空気・水のきれいさ、静けさ、におい・かおり）に満足している市民の割合	44.8% （令和元年度）	50%	55%
施策の柱	**目標指標**			
	目標指標項目	**実績**	**令和 7 年度**	**令和 12 年度**
4-1 大気質の保全・交通環境対策	大気汚染物質の環境基準達成率	80% （令和元年度）	80%	80%
4-2 水質の保全	水質汚濁に関わる環境基準達成率 （公共用水域の測定計画地点 7 地点）	99.2% （令和元年度）	100%	100%
4-3 景観の保全	景観重要建造物・樹木の指定件数	累計 13 件 （令和 2 年度）	累計 15 件	累計 15 件

（2）施策内容

4-1　大気質の保全・交通環境対策

施策の柱	施策の方向
4-1 大気質の保全・ 交通環境対策	4-1-1　大気汚染物質対策の推進 4-1-2　交通環境対策の推進 4-1-3　騒音・振動・悪臭対策の推進 4-1-4　化学物質対策の推進

4-1-1　大気汚染物質対策の推進

本市の大気環境は、環境基準の定められている６物質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素、光化学オキシダント、微小粒子状物質（ＰM2.5））のうち、光化学オキシダントを除き、環境基準を達成しています。今後も良好な大気環境を維持し、市民生活の質を確保していく必要があります。

良好な大気環境を保全していくため、大気汚染の状況を把握するとともに、大気汚染物質の排出抑制のため、広域的かつ継続的な取組を推進します。

① 工場・事業場等対策

- ❖ 一般環境大気測定局９局、自動車排出ガス測定局５局の合計 14 局で大気汚染の状況を常時監視します。
- ❖ 大気汚染防止法及びさいたま市生活環境の保全に関する条例に基づき、ばい煙発生施設からの排出ガスの規制・指導を行います。
- ❖ 本市に相談が寄せられた公害苦情を迅速かつ円滑に解決することにより生活環境の保全と市民満足度の向上を図ります。
- ❖ 建築物等における適切なアスベスト対策を徹底するため、所有者等へアスベストに関する知識や支援制度の周知・啓発及び助言を行います。

4-1-2　交通環境対策の推進

交通は、社会・経済活動や人々の暮らしに欠かせないものですが、大気汚染、騒音・振動、温室効果ガスの排出といった様々な環境問題の原因の一つともなっているため、次世代自動車の利用や、自動車の燃費改善につながる道路整備などを進めていくことが必要となっています。

大気汚染の原因となる自動車排出ガス削減のため、低公害・低燃費車の普及、市民によるエコドライブ、エコ通勤を促進するとともに、沿道環境の整備など、道路交通の効率化のため取り組みます。

① 自動車対策

- ❖ 首都圏の１都３県及び５政令指定都市（九都県市）で連携・協力しながら、低公害・低燃費車の指定及び普及促進に取り組みます。
- ❖ 市民によるエコドライブやエコ通勤を促進し、自動車の効率的な利用や、自動車に過度に依存しないライフスタイルの普及を図ります。
- ❖ 交通システムの改善、人の動きを自動車利用から公共交通機関等へ転換する「モビリティマネジメント」及び環境にやさしい物流システム等の推進により、自動車交通量の削減を図ります。
- ❖ シェアサイクルの普及、自転車通行環境の整備、駐輪場の適正な配置等、自転車利用環境を維持・向上するための取組を推進し、自動車利用からの転換を図ります。

② 沿道対策

- ❖ 自動車のスムーズな流れを目指す道路ネットワークの整備により、交通渋滞の緩和を図ります。
- ❖ 首都圏の１都３県及び５政令指定都市（九都県市）で協力・連携しながら、低公害・低燃費車の指定及び普及促進など、自動車排出ガスの削減に取り組みます。

4-1-3　騒音・振動・悪臭対策の推進

自動車騒音・振動については、道路構造や交通量等の変化に対応するため、定期的に状況を把握し、騒音、振動公害の予防に向け、道路の適正な維持管理や道路構造の見直しを行っていく必要があります。

道路騒音・道路沿道振動を対象とした定期的な調査を実施し、市内の状況を監視するとともに、交通流対策や道路舗装の改良等、騒音・振動の防止・軽減対策を実施します。また、事業活動による騒音・振動・悪臭について、発生状況の把握及び事業者に対する指導を継続します。

① 騒音・振動対策

- ❖ 建設作業や開発行為から生じる騒音、振動の防止対策の指導を行います。
- ❖ 市内主要道路に面する地域の環境基準達成状況を把握するため、道路交通騒音・振動調査を実施します。
- ❖ 新幹線鉄道の騒音・振動について、市内の２地点における継続的な測定を行います。

② 悪臭対策

- ❖ 悪臭防止法に基づく特定悪臭物質濃度及びさいたま市生活環境の保全に関する条例に基づく臭気指数規制により悪臭防止指導を継続します。

4-1-4　化学物質対策の推進

化学物質による汚染を防止するためには、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律によるＰＲＴＲ制度に基づき、事業者による化学物質の排出量と移動量の届出と適正処理を徹底していく必要があります。

事業者に対して有害化学物質の適正管理を指導し、化学物質による生活環境への支障の未然防止に努めます。

① 化学物質対策

❖　化学物質による環境リスクに関する正確な情報を共有しつつ、相互に理解を深めて信頼関係を築くため、環境コミュニケーションを推進します。

4-2　水質の保全

施策の柱	施策の方向
4-2 水質の保全	4-2-1　水質の改善に係る事業・施設整備の推進 4-2-2　土壌・地下水・地盤環境の保全 4-2-3　定期的な水質調査・監視の充実 4-2-4　水質に係る調査研究、広域連携等の推進

4-2-1　水質の改善に係る事業・施設整備の推進

市内河川の水質は、悪化が著しかった昭和 40 年代と比べると大きく改善していますが、今だに環境基準を超過する地点がみられます。水質汚濁の原因は、生活排水、工場・事業所からの排水、雨水の地下浸透の減少等が複合的に影響していると考えられます。

日常生活や事業活動によって、河川等へ排出される汚濁負荷を軽減するため、公共下水道の整備、排出者に対する監視・指導等の排出源対策を推進するとともに、家庭における生活排水対策を促進します。

① 下水処理対策

- ❖ 下水道計画区域内における公共下水道普及率及び接続率の向上を図ります。
- ❖ 合併処理浄化槽の普及を促進し、適切な維持管理に関する指導を行います。

② 産業・生活排水に関する対策

- ❖ 水質汚濁防止法等に基づいて実施している工場・事業場排水の監視、指導、公共用水域の水質異常事故対策の充実を図ります。
- ❖ 生活雑排水による排水路などの汚濁負荷量を削減するため、家庭において取り組む生活排水対策についての啓発を行います。

4-2-2　土壌・地下水・地盤環境の保全

土壌汚染は一度発生すると元の状態に戻るまでに長い年月がかかるとともに、その対策費用が高額になる場合が多いため、事業活動において有害物質を適切に管理することが重要です。また、本市の上水道水源である地下水について、渇水や災害対策等に活用できる貴重な自己水源を保全するためにも深井戸の運用を継続する方針であることから、地下水の採取による地盤沈下を防止していく必要があります。

有害物質等による土壌・地下水汚染対策や、人為的な地盤沈下対策等を推進するなど、土壌・地盤環境の保全に努めます。

① 土壌・地盤環境の保全

❖ 土壌や地下水の調査を行うとともに、事業者に対して汚染防止や浄化対策の指導を行います。

❖ 地盤沈下を防止するため、地下水採取量の届出による把握を継続し、上水道水源に占める地下水の割合が一定比率を維持するよう、地下水の揚水規制を行います。

4-2-3　定期的な水質調査・監視の充実

きれいな水の確保による市民生活の質の維持・向上、また、水生生物の保全の観点からも、河川や地下水の水質を良好に維持していく必要があります。

水質がどのような状態にあるかを計画的に把握し、様々な取組の進捗状況を確認するとともに、新たな課題を速やかに認識できるように調査、監視を継続的に行います。

① 水質の調査

❖ 従来から実施している公共用水域や地下水の水質に係る調査、監視を継続するとともに、微量化学物質等も含めた調査により、市内の水質の現状を的確に把握し、地理情報システムの活用により見える化し市民等と情報を共有します。

② 水質の管理

❖ 汚染土壌、地下水の調査・監視、事業者に対する指導を継続的に行います。

4-2-4　水質に係る調査研究、広域連携等の推進

市内の水質の保全、生物多様性の保全を図るためには、市内にとどまらず、市民、事業者、行政が広域的に連携・協働することが重要です。

河川や地下水の水質調査に加え、良好な水環境を構築するための調査研究を推進し、市内外の機関との広域的な連携や市民等との連携により水質の改善に取り組みます。

また、庁内関係部署、住民、関係機関・団体等と連携し、水質の保全に取り組んでいきます。

① 水質に係る調査研究

❖ 市内の水環境の状況を把握するため、水質、魚類、水生植物及び底生生物等を調査し、良好な水環境保全のための研究を実施します。

② 水質に係る連携

❖ 市内外の機関や市民、関係団体等と広域的に連携し、流域の視点での水環境の保全に取り組みます。

コラム

最近の化学物質の規制動向

■化学物質とは

「化学物質」と聞いて、どのような印象を抱きますか？科学的には、元素や元素が結びついたものを、化学物質と呼びます。自然由来のもの、人間が作ったものの全てが化学物質です。例えば、毎日食べている塩は、ナトリウムと塩素からできた化学物質です。しかし、一部には有害な化学物質があり、環境汚染や人体へ悪影響を及ぼすものもあります。

■残留性有機汚染物質（Persistent Organic Pollutants：POPs）とは

有害な化学物質の中に、残留性有機汚染物質（POPs）と呼ばれる化学物質があります。環境中で分解されにくく、生物体内に蓄積しやすく、地球上で長距離を移動して遠い国の環境にも影響を及ぼすおそれがあり、一旦環境中に排出されると私たちの体や生態系に有害な影響を及ぼしかねないものがあります。例えば、ダイオキシン類等といった化学物質が挙げられます。

■ストックホルム条約

1990 年代から各国が協力して POPs 対策に取り組むための話し合いが始められ、平成 13（2001） 年 5 月にスウェーデンのストックホルムで、POPs の有害な影響から人の健康及び環境を保護することを目的として、環境中での残留性が高い（分解されにくい）12 物質の削減や廃絶などに向けた「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）」が採択され、同年 5 月 17 日に発効しました。

POPs 条約の対象物質は、隔年で開催される POPs 条約締約国会議（COP）で決められますが、平成 21（2009）年以降増え続けており、現在までに対象物質は計 30 物質となっています（下表参照）。日本等の締約国は、対象となっている物質について、法令等で規制することになっており、対象物質の追加に伴い、新たに法令等で規制を行う等の対応を行う必要があります。

POPs 条約の規制対象となっている化学物質

採択年月	条約採択 2001 年		COP4 2009 年	COP5 2011 年	COP6 2013 年	COP7 2015 年	COP8 2017 年	COP9 2019 年
農薬類	アルドリン クロルデン DDT ディルドリン エンドリン	HCB ヘプタクロル マイレックス トキサフェン	クロルデコン α-HCH β-HCH PeCB リンデン	エンドスルファン		PCP とその塩及びエステル類		ジコホル
フッ素系化合物			PFOS とその塩及び PFOSF					PFOA
臭素系難燃剤			HBB POP-BDes		HBCD		DecaBDE	
塩素系製剤	PCB					HCBD PCN	SCCP	
非意図的生成物	HCB	PCB PCDD/DF	PeCB			PCN	HCBD	

出典：POPs 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会資料　（環境再生・資源循環局廃棄物規制課）より作成

■日本やさいたま市における規制動向

日本は、平成 24（2012）年に POPs 条約に加入し、POPs を「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」や「農薬取締法」いう法律によって規制していました。令和元（2019）年に開催された COP9 における、PFOA（ペルフルオロオクタン酸：フライパンのテフロン加工等に使用されていた化学物質）の規制対象への追加、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸：航空機火災の際の泡消火剤等に使用されていた化学物質）の規制の見直しに対応し、令和 2（2020）年には、水質汚濁防止法で PFOA・PFOS を環境基準の要監視項目への追加、水道法で PFOS・PFOA を要検討項目から水質管理目標設定項目への変更等のように、環境分野でも法令による規制の進展がありました。

当市においては、水質汚濁防止法における PFOS・PFOA の環境基準の要監視項目への追加を受け、令和 3（2021）年度から両物質の分析を開始する等、動向を注視しながら監視計画を立てていきます。

4-3　景観の保全

施策の柱	施策の方向
4-3 景観の保全	4-3-1　都市景観の保全 4-3-2　歴史的・文化的環境の保全

4-3-1　都市景観の保全

市民の生活に潤いと安らぎを与える良好な都市景観を維持していくためには、住環境や景観が調和した市街地の形成を計画的に進めていくことが必要です。

景観重要建造物や景観重要樹木の指定、無電柱化、屋外広告物の適正化などの取組により、良好な都市景観の保全を図ります。

① 良好な都市景観の保全

- ❖ 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定を推進します。
- ❖ 無電化推進計画に基づき、自然災害への対策、安全で歩きやすい歩行空間の確保、優れた都市景観の形成などを目的に無電柱化を推進します。

② 環境美化の推進

- ❖ 市民ボランティアとの連携による違反広告物の撤去により、屋外広告物の適正化を推進します。

4-3-2　歴史的・文化的環境の保全

地域の歴史的･文化的な遺産や街並みなどを守っていくためには、市民や事業者、学校、市などすべての主体の意識啓発を図り、有効に活用していくことが大切です。

市民が愛着を持てる環境を次の世代へと引き継いでいくため、歴史的・文化的資源の観光資源としての利用など、有効利用に取り組みます。

① 歴史的・文化的環境の保全及び活用

- ❖ 歴史文化探索ルート・観光モデルコースの設定と利用促進により、歴史的・文化的環境に関する理解促進や活用促進を図ります。
- ❖ 古道や古社寺、盆栽関連施設などの本市の環境と関わりの深い歴史的・文化的資源を活用した魅力あるまちづくりを推進します。

基本目標５　すべての主体が手を取り合い、環境の保全と創造に意欲的に取り組むまちを実現する

地球温暖化や気候変動、生物多様性の損失などの国や地域を超えた喫緊の課題を解決するために、社会全体で環境への関心を高め、環境に配慮した生活や行動ができるよう、ライフスタイル・ビジネススタイルの転換を促進する必要があります。

また、これらの課題は複雑かつ多様化し、環境分野を超えた様々な主体との連携が必要であることから、市民、事業者、学校、行政等すべての主体が環境の保全と創造に関心を持ち、相互に連携して環境教育・学習や環境に配慮した活動などの施策を推進していくことが求められます。

このため、すべての主体の意識が向上するよう、環境教育・環境学習の場・機会のさらなる充実、自主的・自発的な活動の促進に繋がる情報の発信等を実施します。また、市民や事業者等が多種多様な生活様式や働き方に合わせて日常生活や事業活動のあらゆる場面に環境への配慮を織り込む仕組みを構築していきます。さらに、本市がこれまで構築してきた各主体間のネットワークを拡充し交流を深めることで、すべての主体が手を取り合い、環境保全と創造に意欲的に取り組む都市を目指します。

（１）環境教育等行動計画としての位置づけ

これまで、本市では「さいたま市環境教育基本方針（平成 21（2009）年 12 月策定）」に基づき、環境教育に関する施策に取り組んできました。平成 24（2012）年に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」が施行され、さらに、平成 30（2018）年には環境教育等促進法に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に係る基本的な方針」が変更されたことを踏まえ、本節を「環境教育等促進法」第８条に基づく「さいたま市環境教育等行動計画（以下「本行動計画」という。）」として位置付けます。

本行動計画は、本市の環境教育に関する施策の方向や具体的な取組とともに、環境教育の推進に向けて多様な主体が連携・協働を進めるための施策と取組を示すものです。

（２）環境教育等に関する基本的事項

① 持続可能な社会の実現に向けて

本市が目指す将来像「豊かな未来を創造する　持続可能な環境共生都市」を実現し、持続可能な社会を築いていくためには、担い手の育成、社会を構成する多様な主体の参加と協力を得ることが必要です。市民一人ひとりが問題の本質や解決に向けた取組の方法を考え、解決する能力を身に付けていくためには、ＥＳＤの視点を重視する環境教育の取組を促進・強化し、学習や体験の場・機会をさらに充実させていくことが必要です。また、持続

可能な社会は、様々な産業、家庭や地域といった社会、科学技術、文化、歴史の継承とも深く関わってきます。さらに、持続可能な社会をつくるためには、世界的な視野に立ち、地球市民として取り組むことが必要です。

そのため、本行動計画に基づく取組を進めることにより、持続可能な社会の実現に向けて、教育及び学習の全てのレベルと分野で行動を起こし拡大していきます。また、各主体が具体的な行動を起こしていくために必要な教育・学習・体験の場や機会をさらに充実させ、環境教育の取組を促進・強化していきます。

また、ＳＤＧｓの達成に向けても、「教育がすべてのＳＤＧｓの基礎」であり、「すべてのＳＤＧｓが教育に期待」している、とも言われています。特にＥＳＤは持続可能な社会の担い手づくりを通じて、ＳＤＧｓの 17 の目標すべての達成に貢献するものです。

② 取組の基本方針

□　ひとづくり

持続可能な社会をつくるため、環境負荷の少ないライフスタイルや事業活動などを自主的に実践し、環境の保全と創造の活動に積極的に取り組める人を育てます。

環境について専門的な知識を持つ人、地域のことをよく知る人、体験活動や実践活動を指導できる人など、効果的な環境教育を行うことができる人や団体を発掘、育成し、継続的な活動を支えます。

環境活動を担う人を育てるためのプログラムや機会を充実し、提供します。

□　つながりづくり

市民、事業者、学校、行政等すべての主体が、パートナーシップのもと環境教育を効果的に展開できるよう情報共有や連携・協働を可能にするネットワークづくりを図り、環境の保全と創造の活動の輪を広げていきます。

□　しくみづくり

あらゆる人が自分の関心や行動に合わせて環境教育や環境の保全と創造の活動を進めることができるよう、環境に関する情報や活動の場などの基盤をつくり、主体的・継続的な活動の実践と取組への意欲の増進を図ります。

③ 基本的な視点

1　いのちを大切にする心

人のいのち、動植物のいのち、いのちあるものすべてが生態系の中で互いに関わり合い、支え合って生きていることを理解し、いのちを大切にする心を育みます。

2　自分の行動と身近な環境、さらに地球規模の環境との関わりの理解

自分の行動が、身近な地域の環境、さらには地球規模の環境に影響を及ぼしていることを理解し、日常生活や事業活動の中で環境の保全と創造に取り組みます。

3　環境と社会、経済のバランスの重視

人間を含めたすべての生物を支える「環境」、文化的に人々が暮らす「社会」、人々の生活を支える活動である「経済」は相互に関係しています。持続可能な社会の実現に向け、これらのバランスがとれた状況を重視します。

4　体験活動の重視

体験的な活動は、知識や理解を行動に結びつけるために大切です。環境教育を進めるうえでは、体験活動を重視します。

5　地域の環境特性や市民の関心の把握

環境教育を進めるうえでは、地域の環境特性や市民の関心を把握し、地域の環境の保全と創造に役立ち、多くの市民が関心を持って取り組めることを重視します。

6　国際的な視点での取組

身近な問題だけに目を向けるのではなく、世界各国で生じている深刻な問題にも目を向けるなど国際的な視点に立ち、環境教育に取り組みます。また、世界の人々や外国人市民と協力し、相互理解、共生意識のもと環境の保全と創造に一緒に取り組むことが大切です。

（3）各主体の役割と協働取組

環境保全活動、環境教育等に関する取組がより大きな成果を得るためには、多くの人が参加し、それぞれの持つ能力、資源、資金等をいかし、協働していくことが必要です。そのため、本行動計画の推進においては、市民、事業者、学校、行政等、あらゆる主体が、それぞれの立場に応じた取組を推進します。

また、環境保全活動や環境教育等を推進する上では、単独の主体だけでなく、市民、事業者、学校、行政等が相互に協力して取り組むことによって、取組効果を高めることが可能となります。そのため、様々な主体による参加や協力を得て、適切な連携・協働を進めていきます。

（4）施策の柱と指標・目標

① 施策体系

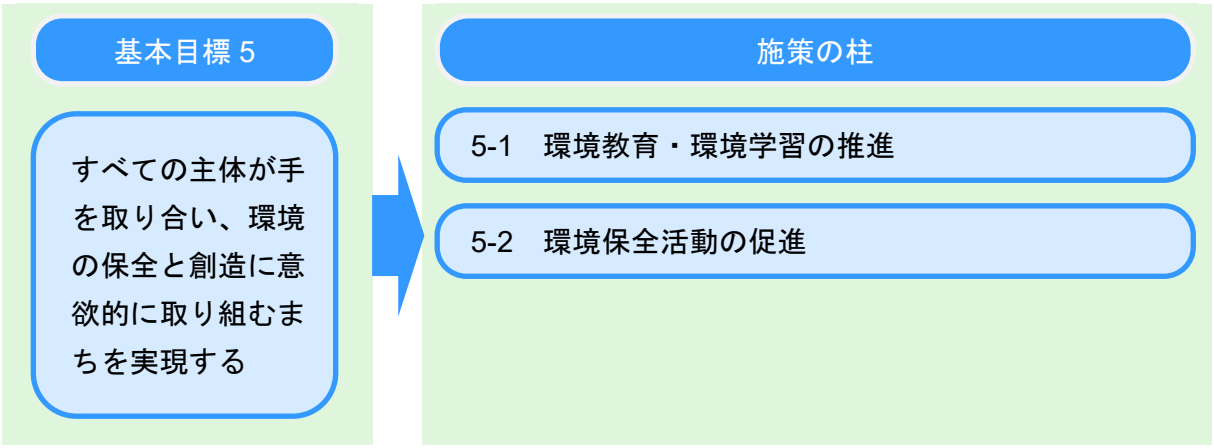

② 指標

基本目標	成果指標			
	成果指標項目	実績	令和７年度	令和 12 年度
すべての主体が手を取り合い、環境の保全と創造に意欲的に取り組むまちを実現する	環境に配慮した行動を実施している市民の割合	91.5% （令和２年度）	92%	92%
施策の柱	**目標指標**			
	目標指標項目	**実績**	**令和７年度**	**令和 12 年度**
5-1　環境教育・環境学習の推進	こどもエコ検定に取り組んだことで環境について児童が興味を持った学校の割合	63% （令和元年度）	95%	95%
	市と連携して環境教育・学習の推進に取り組む民間事業者等の団体数	11 団体 （R2.4.1 時点）	20 団体	25 団体
5-2　環境保全活動の促進	環境イベントの参加者数合計	1,404 人 （令和元年度）	2,470 人	2,720 人
	ＳＤＧｓ企業認証数	－	新規認証企業数 5 年間で 100 社増	新規認証企業数 10 年間で 200 社増
	環境美化活動（市民清掃活動）の参加者数	97,438 人 （令和元年度）	100,000 人	100,000 人

（5）施策内容

5-1　環境教育・環境学習の推進

施策の柱	施策の方向
5-1 環境教育・環境学習の推進	5-1-1　学校における環境教育の推進 5-1-2　市民等の環境学習の推進

5-1-1　学校における環境教育の推進

環境を保全し、持続可能なまちを実現していくためには、環境配慮に関する一人ひとりの心がけと実践が必要であり、その基礎・基盤となる学校での環境教育をより充実していく必要があります。

将来を担う子どもたちが持続可能な社会の創り手となることを目指すＥＳＤの視点を踏まえた環境教育の促進を図るための取組を充実することにより、環境に関する理解や学び、体験を促進するとともに年齢に応じた環境教育の充実に努めます。

① 学校における環境教育の支援

- ❖ 学校における環境教育の総合的、継続的な取組の支援を行い、エコ検定などの小中学生を対象とした環境教育の継続的な実施を推進します。
- ❖ 自然の教室等の校外行事における環境教育を継続します。

② 学校における環境活動の促進

- ❖ 学校におけるリサイクル活動や美化活動など、児童・生徒による環境活動を促進します。

5-1-2　市民等の環境学習の推進

環境配慮に関する一人ひとりの心がけと実践を促すためには、より多くの市民が環境への関心を高めるきっかけや、身近な場所で環境学習に取り組むことができる機会を創出し、提供していく必要があります。

公共施設における環境学習の実施や、市内の環境学習に関する情報提供を行うとともに、多様な生活様式や働き方などにも対応して、様々な手法によって環境学習の機会を創出します。また、民間事業者等との連携拡充を図ることで、地域の様々な環境教育資源を活用し、幅広い世代の市民が環境教育・学習に取り組める機会や場所を提供します。

① 環境学習の支援

- ❖ オンラインや公共施設において、自然観察教室などの環境に関する各種講座を実施するなど、市民等の環境学習を支援します。
- ❖ 民間事業者等とのネットワークの強化・拡充を図り、幅広い世代の多くの市民が環境教育・学習に取り組める機会や場所を提供します。
- ❖ 市民活動団体や事業者等と協働・連携し、環境に関する各種講座等を実施するなど、環境活動を担う人材を育成します。
- ❖ インターネットやＳＮＳ等を活用し、新しい生活様式にも対応した新たな環境教育・学習の場を提供します。

② 環境学習情報の発信

- ❖ 広報やホームページ、ＳＮＳ等を活用し、環境学習に関する情報を発信します。
- ❖ 民間事業者等とのネットワークを活用し、幅広い世代の市民へ環境学習に関する情報を提供します。

5-2　環境保全活動の促進

施策の柱	施策の方向
5-2 環境保全活動の促進	5-2-1　環境活動の促進 5-2-2　国際協力の推進

5-2-1　環境活動の促進

環境を保全し、持続可能なまちを実現していくためには、専門的な知識を持つ人や団体、地域のことを良く知る人や団体、体験活動や実践活動を指導できる人や団体等を発掘、育成するとともに、様々な主体と連携・協働し、様々な環境分野における活動を促進していく必要があります。

市民、市民活動団体、事業者などの環境活動を促進するため、様々な支援を行うとともに、異なる主体同士のパートナーシップや、環境活動のネットワーク化を支援することで、取組を効果的に推進していきます。

① 環境活動の普及啓発

- ❖ 市民の環境保全に対する理解と関心を深め、環境にやさしいライフスタイルが自発的に実践されるよう、様々な方法で、関連情報の継続的な周知・啓発を行います。
- ❖ ナッジの考え方を活用し、省エネ行動等を呼びかけるポスター・チラシ・イベントグッズ等の普及啓発ツールを作成し、市民等へのＰＲを行います。

② 環境美化の推進

- ❖ 環境美化意識の向上を図るため、環境美化重点区域及び路上喫煙禁止区域内での環境美化指導員による巡回指導を実施するとともに、啓発を行います。

③ 市民・団体等の活動への支援

- ❖ 市民・団体等と連携・協働して実施する清掃・美化活動、緑づくりなどの環境活動への支援を行います。
- ❖ 市民活動団体が実施する環境学習や環境イベント等による啓発活動への支援を行います。
- ❖ 新しい生活様式を踏まえ、新たなＷＥＢシステムを導入した環境活動を実施し、活動の取組を広げます。

④ 事業者の環境配慮の促進

- ❖ 事業者向けの環境研修会を開催するなど、研修機会や相談体制の充実を図ります。
- ❖ 環境マネジメントシステム等の認証取得支援や中小企業の環境対策への支援を実施します。
- ❖ ＳＤＧｓに取り組む企業を認証します。

⑤ 連携・協働の推進

- ❖ 「さいたま市環境フォーラム」などの連携・協働による環境イベントの開催を推進します。
- ❖ 市民、事業者等と各種環境イベントを連携・協働で開催することにより、広く環境への取組の普及・啓発を図ります。
- ❖ 市内Ｊリーグチームとのコラボレーションや、市民、事業者、団体等様々な主体との連携・協働により、地球温暖化対策や環境配慮に関する意識啓発を推進します。

5-2-2　国際協力の推進

ＳＤＧｓでは、国際社会全体として将来にわたって持続可能な発展ができるよう取り組んでいくことが必要とされています。

本市の優れた設備と技術を有する環境関連施設や、これまでの環境の保全と創造への取組の経験を活かすとともに、市内の事業者等とも連携することにより、環境分野における国際協力に貢献します。

① 国際協力の推進

- ❖ 海外からの視察や研修生の受け入れ、発展途上国等への再生物資の譲与などにより、環境分野における国際協力を推進します。

コラム

これからの環境教育　～未来に向けて行動しよう！～

■環境教育の重要性

いま、地球上では地球温暖化やごみ問題、生きものの絶滅など、様々な環境問題が起きています。豊かな環境を未来に引き継いでいくためには、環境への負荷が少ない持続可能な社会をつくっていくことが重要です。そのためには、自ら環境問題について学び、積極的に環境保全活動に取り組んでいく人を育てていくことが重要であり、そのためには環境教育は欠かせないものです。

■環境教育における重要な視点、ＥＳＤ

環境教育において重要な視点の一つにＥＳＤ（イーエスディー）があります。ＥＳＤは、「Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）」の頭文字をとった略称です。

ＥＳＤとは、世界の人々や、地球上の生きもの、そしてこれから先の未来のことも考えて、みんなが幸せに暮らしていける地球にしていくために、わたしたち一人ひとりができることを考え、行動するための学びのことです。

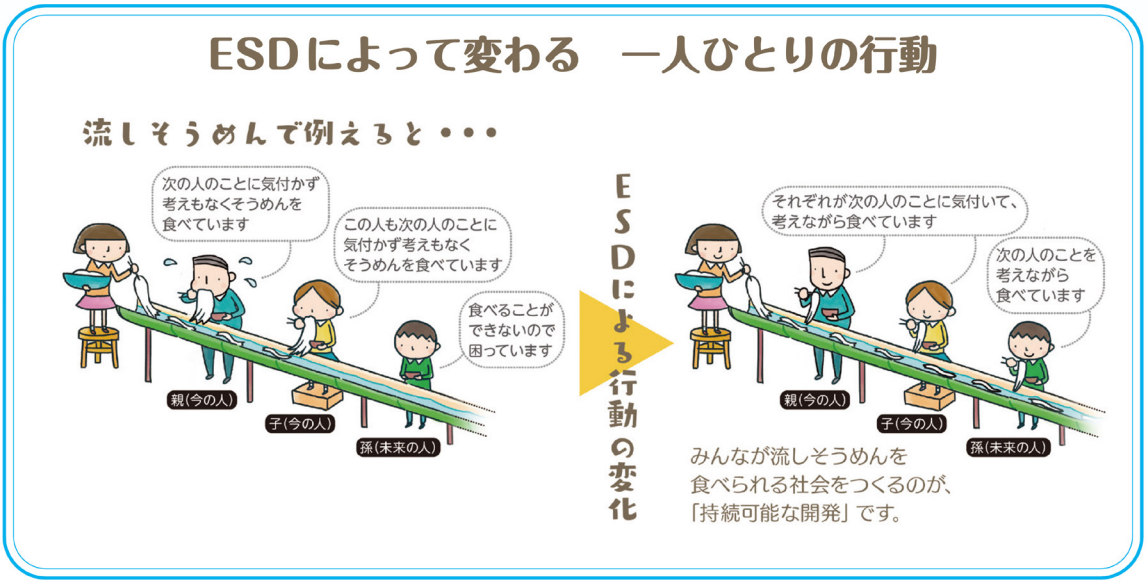

出典：「ＥＳＤ・ＳＤＧｓとは」（環境省）

■環境教育とパートナーシップ

行政や学校等が単独で環境教育に取り組むと、内容が単調となってしまうこともありますが、あらゆる主体（行政・学校・企業・住民・自治会・ＮＰＯ・ＮＧＯ・科学者コミュニティ・協同組合等）がパートナーシップのもと取り組むことで、内容、参加者、資金、広報などに広がりを持つことができ、取組の輪をさらに広め、大きな効果が期待できます。

これからの環境教育においては、あらゆる主体が連携・協力してネットワークを構築し、パートナーシップのもと取組を進めていくことが求められています。

■さいたま市の取組

本市では、いつでも、どこでも、みんなで環境学習に取り組むことができるよう、多くの人が環境へ関心を持ち、環境の保全や創造につながる行動を実践する機会を提供することを目的とし、本市と事業者等が連携し、施設見学や環境に関する学習会等を行うことで、多くの人が環境に関心を持つ機会を提供しています。ぜひ、施設見学や学習会等に参加してみてください。